

# 第2次 刈谷市男女共同参画プラン

共に支えあい 誰もが輝く 男女共同参画社会の創造

【改定版】





# 目 次

## 第1章 プランの基本事項

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 改定の背景と趣旨-----          | 2 |
| 2. 刈谷市のめざす男女共同参画社会の姿----- | 3 |
| 3. プランの性格-----            | 4 |
| 4. プランの期間と進行管理-----       | 5 |
| 5. プラン改定体制-----           | 5 |

## 第2章 刈谷市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1. 人口・世帯等の状況-----              | 8  |
| 2. 女性の参画の状況-----               | 13 |
| 3. 家庭生活・職業生活の状況-----           | 14 |
| 4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況-----     | 24 |
| 5. ドメスティック・バイオレンス（DV）等の状況----- | 27 |
| 6. 第2次刈谷市男女共同参画プランの進捗状況-----   | 28 |
| 7. 刈谷市における課題と今後の考え方-----       | 32 |

## 第3章 プランのめざす方向

|                |    |
|----------------|----|
| 1. 基本理念-----   | 36 |
| 2. 基本的視点-----  | 36 |
| 3. 基本目標-----   | 37 |
| 4. 施策の体系図----- | 38 |

## 第4章 数値目標

|           |    |
|-----------|----|
| 数値目標----- | 40 |
|-----------|----|

## 第5章 施策の展開

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第5章について-----                | 44 |
| 基本目標1 男女共同参画の意識づくり-----     | 45 |
| （1）男女共同参画に関する意識啓発活動の推進----- | 45 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| （２）子ども・若者の男女共同参画の意識づくり----- | 46 |
| （３）市役所職員の男女共同参画意識の向上-----   | 48 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 基本目標２　さまざまな分野における男女共同参画の推進----- | 49 |
| （１）政策・方針決定過程への女性の参画推進-----      | 49 |
| （２）職場における女性の活躍の推進-----          | 50 |
| （３）地域における男女共同参画の推進-----         | 51 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 基本目標３　仕事と生活のバランスがとれたまちづくり-----     | 54 |
| （１）長時間労働の是正によるワーク・ライフ・バランスの推進----- | 54 |
| （２）男性の家事・育児・介護への参画促進-----          | 55 |
| （３）子育て、介護をする家庭への支援の充実-----         | 57 |

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 基本目標４　人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり-----            | 60 |
| （１）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）をはじめとするあらゆる<br>暴力の防止----- | 60 |
| （２）生涯を通じた健康づくりへの支援-----                        | 62 |
| （３）さまざまな困難を抱える市民への支援の充実-----                   | 64 |

## 第6章　推進体制

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. プランの進捗管理-----       | 68 |
| 2. 連携・協力によるプランの推進----- | 69 |

## 資料編

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 用語解説-----                      | 72 |
| 2. 改定の経過-----                     | 74 |
| 3. 推進懇話会-----                     | 75 |
| 4. 第４次男女共同参画基本計画　概要-----          | 77 |
| 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　概要----- | 79 |
| 6. 年表-----                        | 81 |

## 第 1 章 プランの基本事項

## 1. 改定の背景と趣旨

国が平成 11 年に施行した「男女共同参画社会基本法」を受け、本市では、平成 13 年 3 月に市として初めて男女共同参画の 10 年間の方向性を示した「刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、計画期間の中でさまざまな事業の推進に努めてきました。

その後、平成 23 年 3 月に「第 2 次刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、男女が性別に関わらず、個性と能力を発揮できる環境づくりをめざし、さらなる事業の推進を図ってまいりました。

本プランは、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 ヶ年を計画期間としていますが、社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間期に事業の再評価、検証を行うこととされています。

国においては、平成 27 年 8 月に、事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することとされました。さらに平成 27 年 12 月には、平成 32 年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

愛知県においては、平成 23 年に策定された「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」のもと、多様性に富んだ活力ある社会をめざして計画的な取組を進められてきましたが、少子高齢化による人口減少や、グローバル経済の一層の進展など、大きく変化する社会経済情勢に対応するため、平成 28 年 3 月、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020」が策定されました。

このような中、本市のめざす男女共同参画社会の実現に向け、「刈谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「特定事業主行動計画」との整合を図るとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の基本方針を踏まえ、より一層の効果的な事業実施を図るため、「第 2 次刈谷市男女共同参画プラン」の見直しを行いました。

## 2. 刈谷市のめざす男女共同参画社会の姿

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条第1号）であると定義され、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第1条）、「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に（中略）その個性と能力が十分に発揮できるようにすること」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項）と定義されています。

本市では、第7次刈谷市総合計画の分野別基本計画の「市民と行政の信頼と協働で築くまちづくり」分野において、男女共同参画の推進が位置づけられており、以下のような姿（生活像）をめざしています。

### ■刈谷市のめざす男女共同参画社会の姿（第7次刈谷市総合計画より）

#### めざす姿～まちの状態～

男女とも仕事と生活の調和を支える社会的基盤が整備されています。

#### めざす姿～市民の暮らし～

男女ともに多様な生き方を選択しています。

本プランでは、市民生活のさまざまな場面で下記のような姿の達成をめざします。

### ■刈谷市のめざす姿

#### 家庭では・・・

一人ひとりが個性を尊重し、男女がともに積極的に家事・育児・介護などを担い、いきいきとした家庭生活を送っています。

#### 職場では・・・

男性も女性も、仕事と家庭生活をバランスよく両立させながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる職場環境となっています。

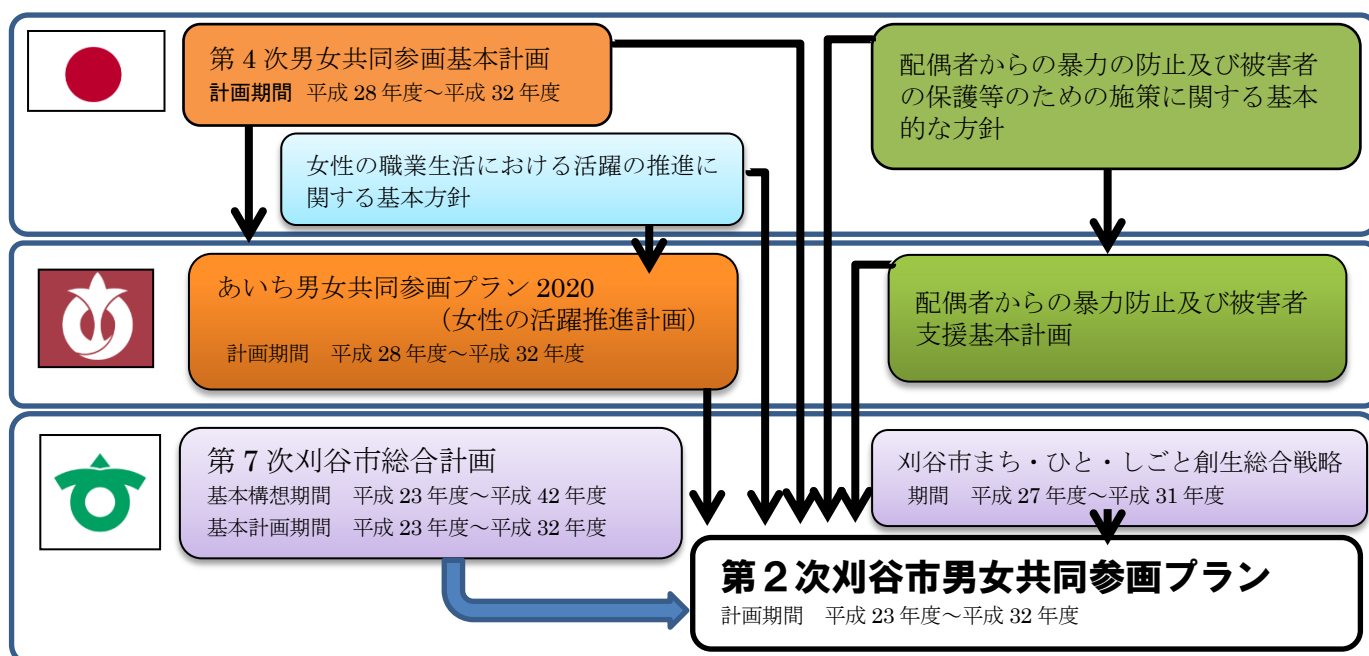
#### 地域では・・・

地域活動、ボランティア、生涯学習活動などに多くの人が参加し、さまざまな意見が反映された活動が進められています。

### 3. プランの性格

本プランは、以下のような性格を持つものです。

- ・本プランは、男女共同参画社会の実現に向けて、刈谷市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。
- ・本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ・本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- ・本プランの一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づく市町村計画として位置づけます。
- ・本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」と、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2020」との整合を図っています。
- ・本プランは、「第7次刈谷市総合計画」及び刈谷市におけるその他の関連計画との整合を図っています。
- ・本プランの改定に当たっては、「刈谷市男女共同参画推進懇話会」に意見を求めるとともに、「市民意識調査」「事業所等実態調査」の結果を踏まえ、反映に努めました。





## 4. プランの期間と進行管理

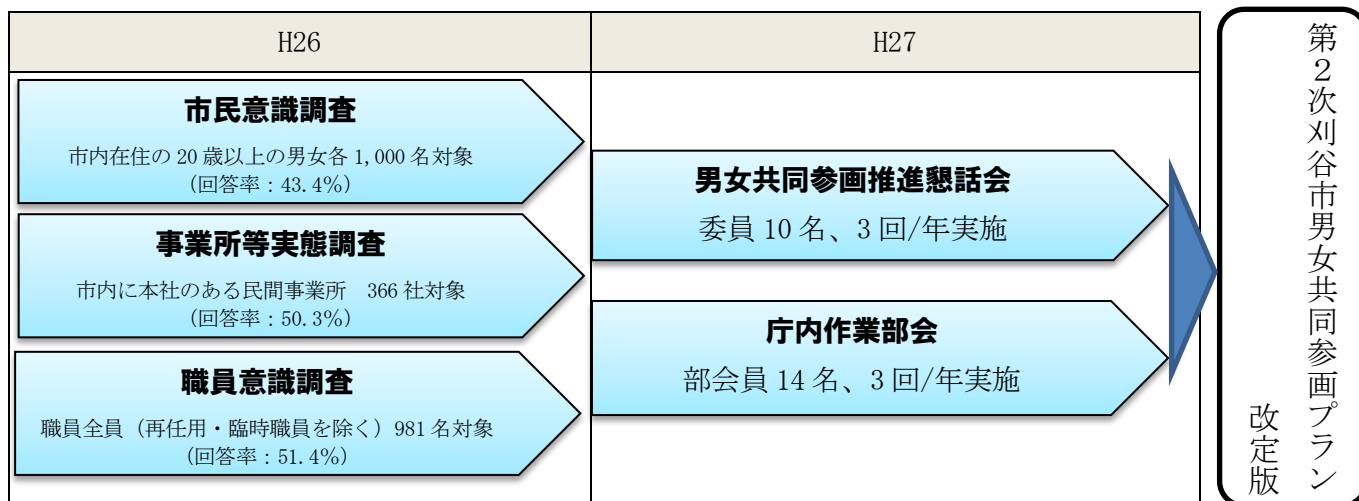
本プランの計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。推進に当たっては、毎年、事業の進捗状況を確認し、必要に応じて事業等の見直しを行うこととします。

また、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ることとしており、このたび中間期における事業の再評価、検証を実施し、計画期間後半に向けプランの改定を行いました。

|                 | H21 | H22 | H23            | H24 | H25 | H26 | H27 | H28            | H29 | H30 | H31 | H32 |
|-----------------|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 第2次刈谷市男女共同参画プラン |     |     | 計画期間 (H23～H32) |     |     |     |     |                |     |     |     |     |
| 前期              | 調査  | 策定  | 事業実施 (H23～H27) |     |     |     |     |                |     |     |     |     |
| 後期              |     |     |                |     |     | 調査  | 改定  | 事業実施 (H28～H32) |     |     |     |     |

## 5. プラン改定体制

本プランは以下の体制で改定しました。





## 第2章 刈谷市の男女共同参画を 取り巻く現状と課題

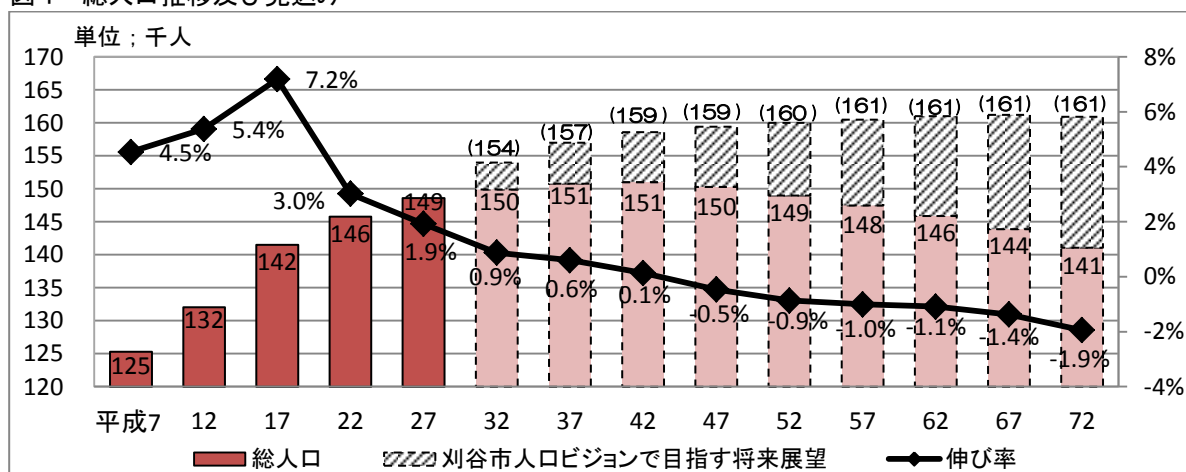
# 1. 人口・世帯等の状況

## (1) 人口の状況

### ①人口見通し

本市の人口（図1）は、これまで一貫して増加してきましたが、平成20年のリーマンショック以降は、伸び率の鈍化が見られます。今後、平成42年頃をピークとして、減少に転じ、平成72年には、141千人となる見込みです。なお、本市人口ビジョンでは、更なる出生率の向上や若年世代の転出抑制を図ることにより、平成67年まで緩やかに増加を続け、その後安定的に推移することを見込み、平成72年に総人口160千人を維持することを展望しています。

図1 総人口推移及び見込み

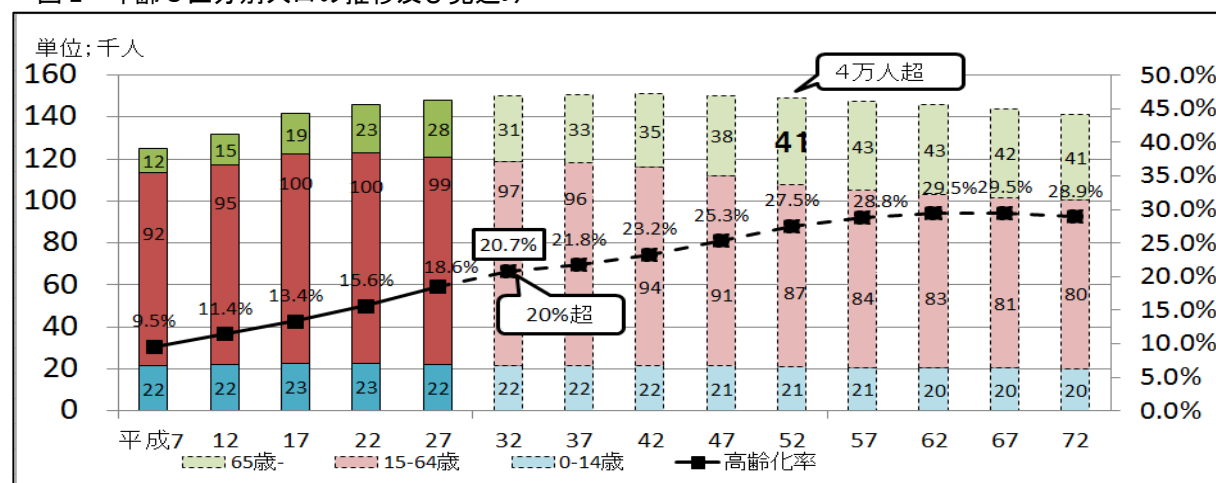


資料: 刈谷市人口ビジョン (平成27年)

年齢3区分別人口割合（図2）を見ると、65歳以上の老年人口が徐々に増加し、平成32年に総人口比率の20%、平成52年には高齢者が4万人を超過する見込みです。平成62年の4万3千人をピークに高齢者人口は減少に転じるものの、総人口の約3割を65歳以上が占めることが予測されています。

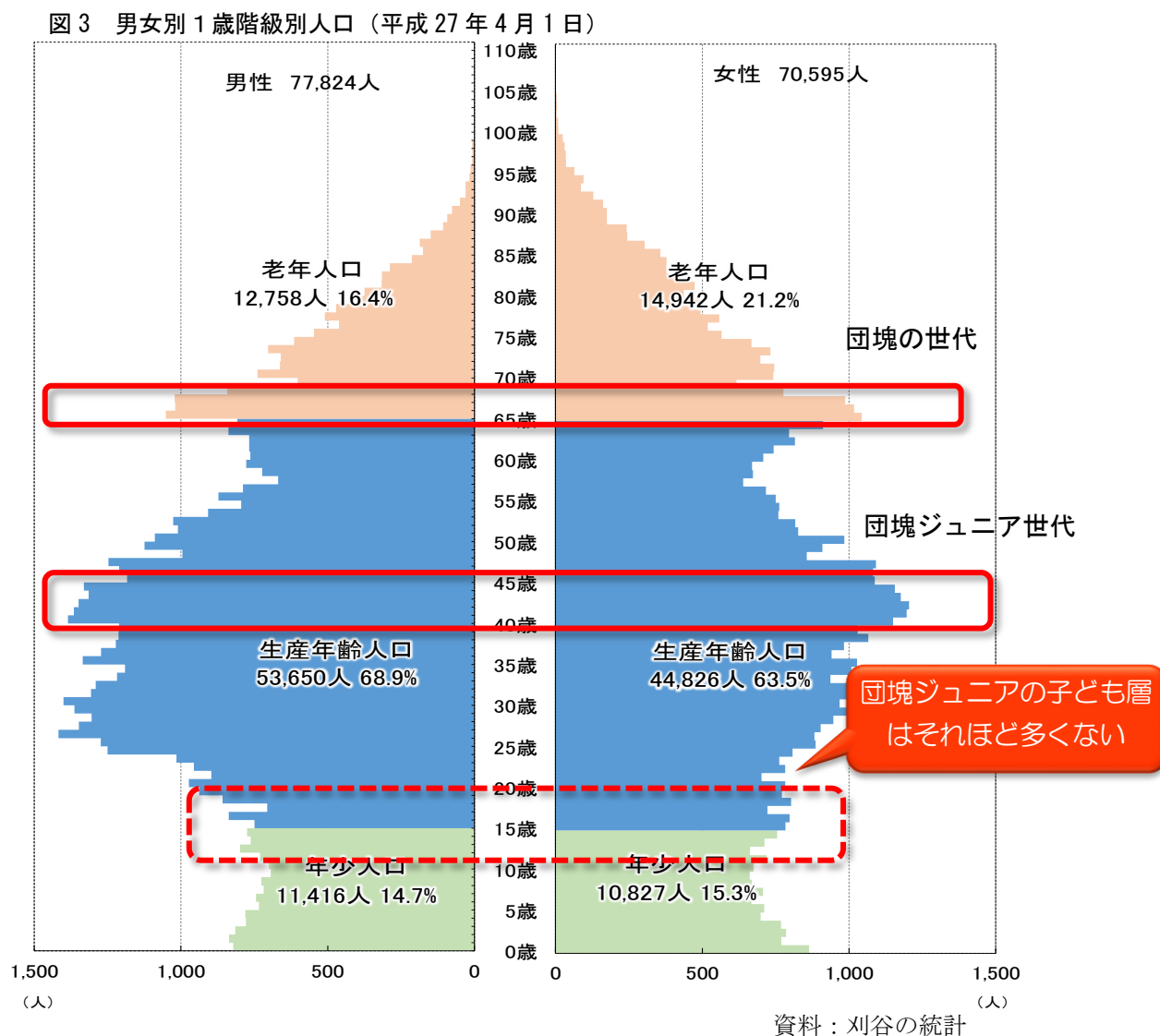
15歳から64歳の生産年齢人口は既に減少を始めており、今後はゆるやかではあるものの人口減少、高齢化が進行することが予測されています。

図2 年齢3区分別人口の推移及び見込み



資料: 刈谷市人口ビジョン (平成27年)

年齢1歳階級別に現在の人口構成(図3)を見ると、団塊の世代である65～70歳、団塊ジュニア世代である、40～45歳の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子どもの層である15歳前後は、人口の増加傾向は見られません。

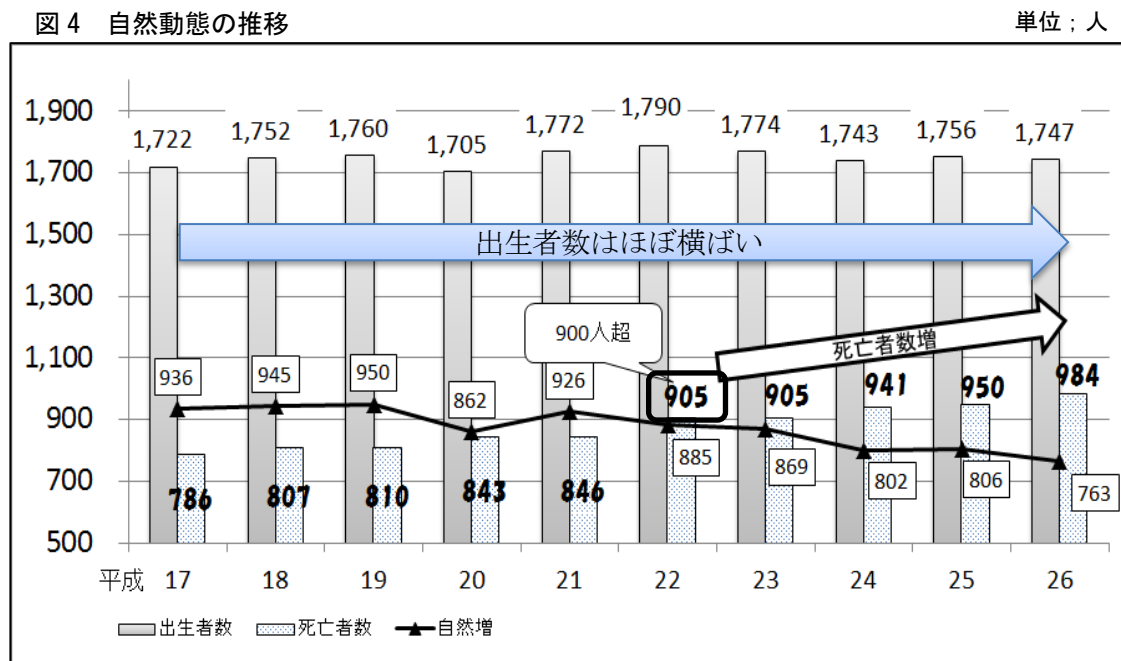


**団塊の世代** : 昭和22年から24年生まれの人。

**団塊ジュニア世代** : 団塊の世代の子どもの世代でおおむね昭和45年から50年生まれの人。

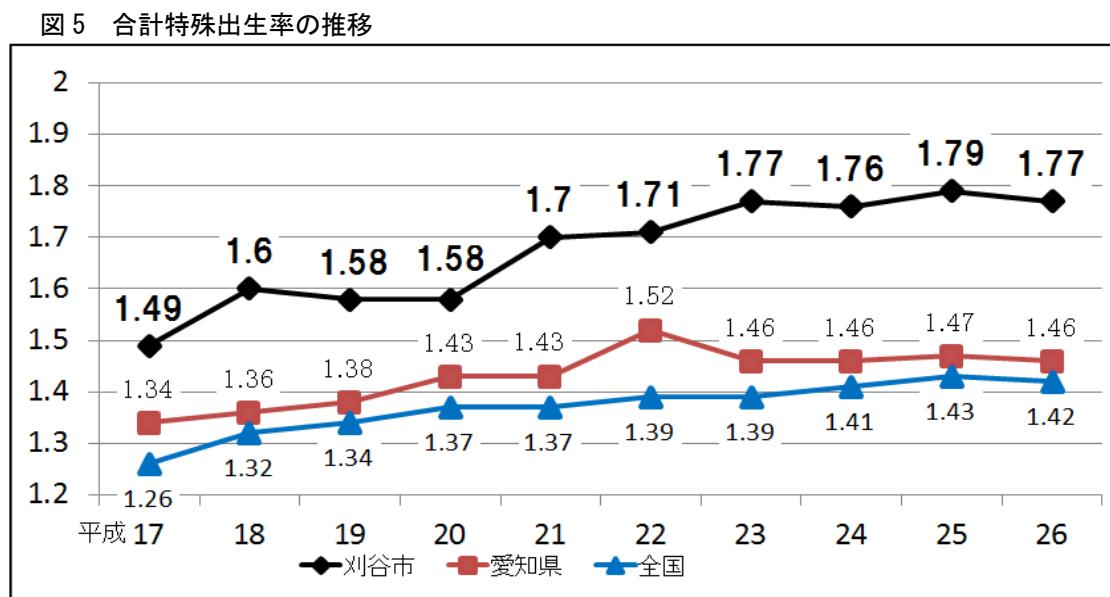
## ② 自然動態※<sup>1</sup>

平成 17 年以降の自然動態（図 4）を見ると、出生数が死亡数を上回り、自然増の状況が続いています。ただし、近年は死亡者数が増加傾向にあるため、平成 26 年の自然増は 763 人と、平成 17 年の 936 人と比較して、減少傾向にあります。



資料：刈谷の統計

合計特殊出生率※<sup>2</sup>（図 5）を見ると、愛知県や全国の数よりも高い水準で推移しており、平成 26 年時点では、全国よりも 0.35 ポイント高い、1.77 となっています。



注：出生率は日本人のみ。

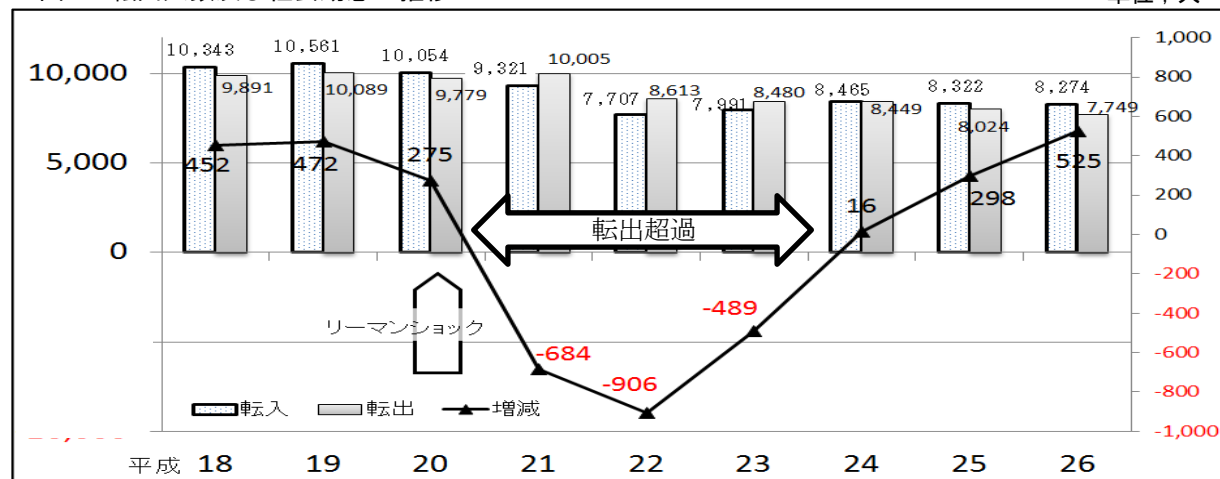
資料：刈谷の統計、愛知県人口動態統計

### ③社会動態※3

本市の社会動態（図6）を見ると、平成20年まで転入超過で推移していましたが、リーマンショックが本格的に影響し始めた平成21年以降は、転出超過となりました。平成24年以降、市内企業の業績回復とともに再び転入超過へ転じ、その傾向が継続しています。

また、転出入者の合計人数はリーマンショック前までは2万人程度でしたが、平成26年には約1万6千人と人口の動きが少なくなってきました。

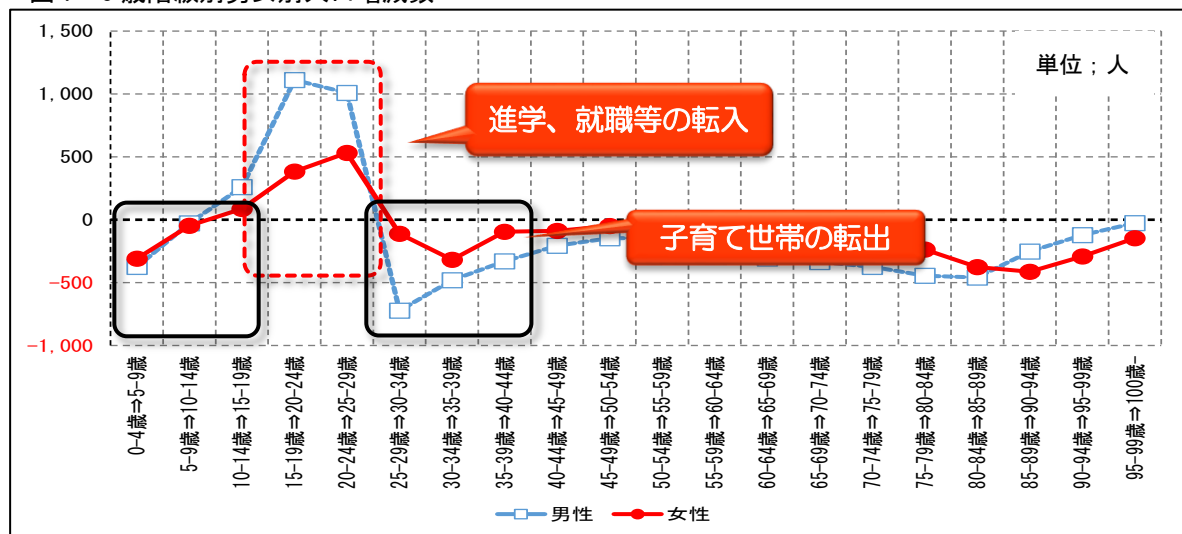
図6 転出入数及び社会動態の推移



平成22年から27年までの年齢5歳階級別の増減（図7）を見ると、男女ともに増減数の違いはあるものの人口増減の傾向はよく似ています。特に、15～19歳⇒25～29歳の年齢層では大きく増加している一方、0～4歳⇒5～9歳、25～29歳⇒35～39歳の年齢層で減少が大きくなっています。

10代後半から20代における増加では、進学や市内の企業への就職によるものと考えられ20代後半から30代の減少では、10歳未満の年齢層の減少を考慮すると、住宅取得等に伴う子育て世帯の転出が大きな要因となっていると考えられます。

図7 5歳階級別男女別人口増減数



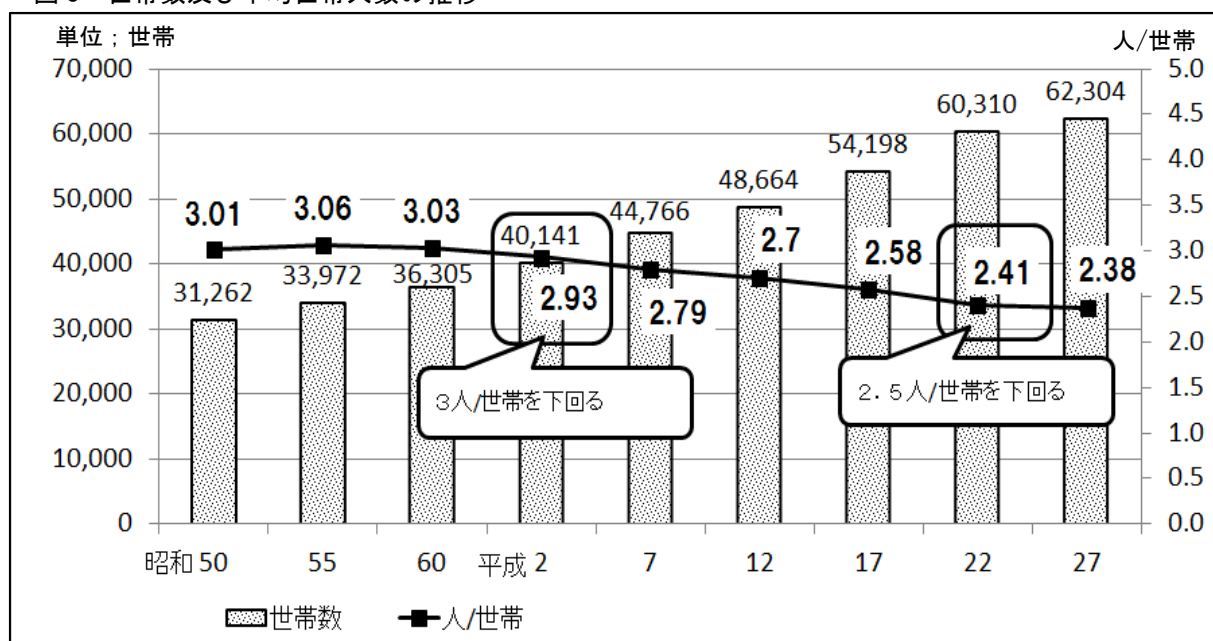
資料：刈谷の統計

## (2) 世帯の状況

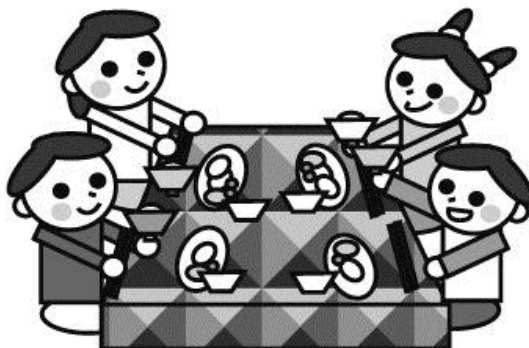
本市の世帯動向(図8)を見ると、世帯数は大きく増加していますが、世帯人員は減少しており、平成2年に1世帯あたりの人員が3人以下、平成22年には2.5人を下回り、現在に至るまで減少を続けています。これは、単身世帯の増加、核家族化の進展等により、世帯の小規模化が進んでいるためであると考えられます。

このことから、これまで主に家族が担っていた子育て・介護などは、家庭内の男女が協力することを基本としつつも、地域のコミュニティや子育て支援・福祉サービスなど、社会全体で担っていくことがより一層必要になると考えられます。

図8 世帯数及び平均世帯人数の推移



資料：刈谷の統計





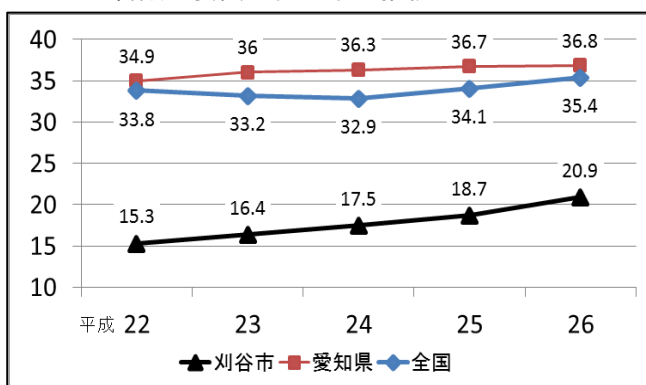
## 2. 女性の参画の状況

本市の審議会等の女性委員比率（図9）を見ると、国、愛知県と比較して大きく下回っています。国、県の女性委員比率は35%前後の割合で横ばいの状態で推移している一方、本市においては、平成22年度以降上昇傾向にあります。国、県の数値と比べ、依然として開きがあります。

また、刈谷市役所職員の女性管理職比率の推移（図10）を見ると、近年上昇傾向が見られましたが、平成27年度に10%を下回りました。愛知県と比較しても低い状態が続いています。

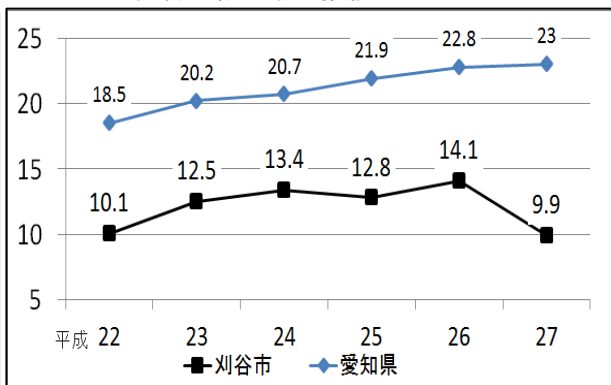
なお、市内23地区の地区委員における女性比率については、3.1%と非常に低い値となっており、女性の参画が進んでいない状態が続いています。

図9 審議会委員女性比率の推移 単位：%



資料：刈谷市、愛知県、内閣府

図10 女性管理職比率の推移 単位：%



資料：刈谷市、愛知県

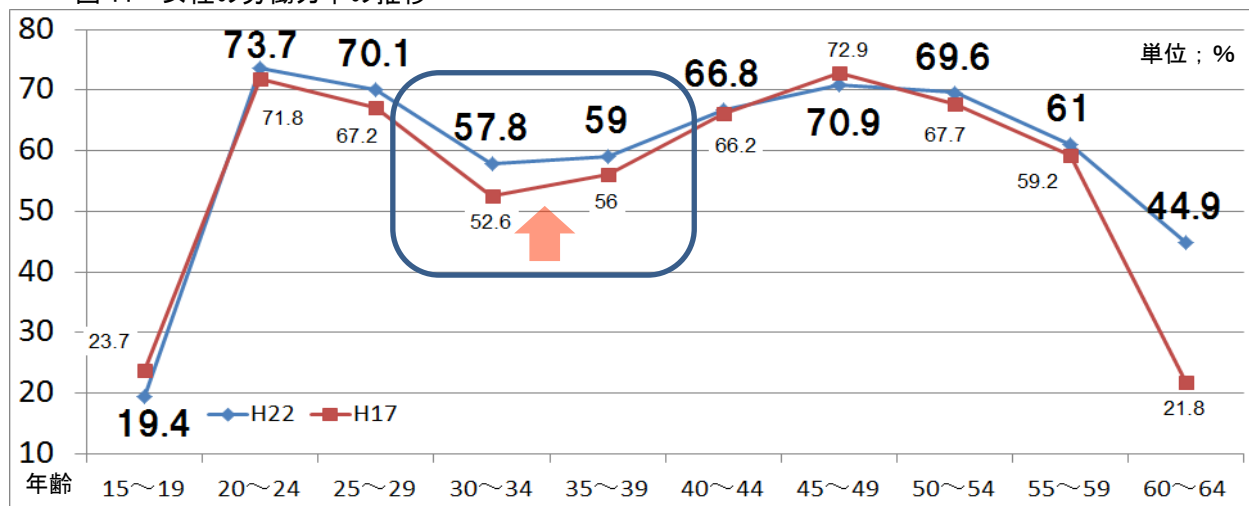


### 3. 家庭生活・職業生活の状況

#### (1) 労働力率の状況

本市の年齢5歳階級別の女性の労働力率（図 11）を見ると、30代で6割を下回る状況となっており、M字カーブ※<sup>4</sup>を描いています。しかし平成17年との比較では、20～44歳の労働力率の上昇が見られ、M字の谷部分が浅くなっています。

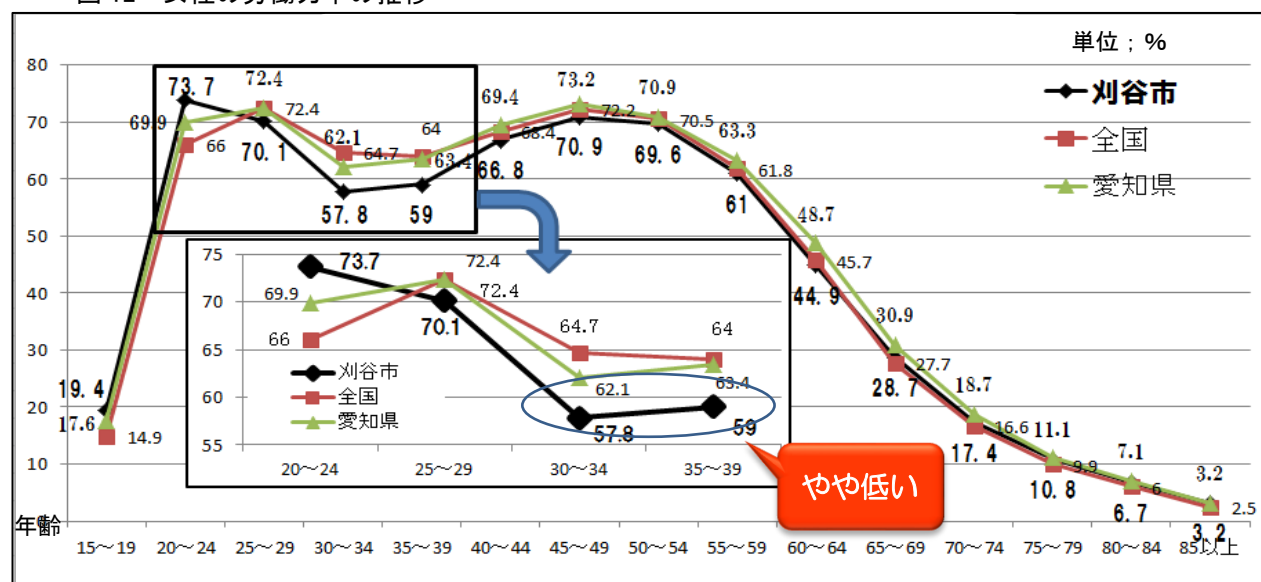
図 11 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

また、全国や愛知県との比較（図 12）を見ると、大きな差はないものの、25～39歳の労働力はやや低くなっており、M字の谷が深くなっています。

図 12 女性の労働力率の推移



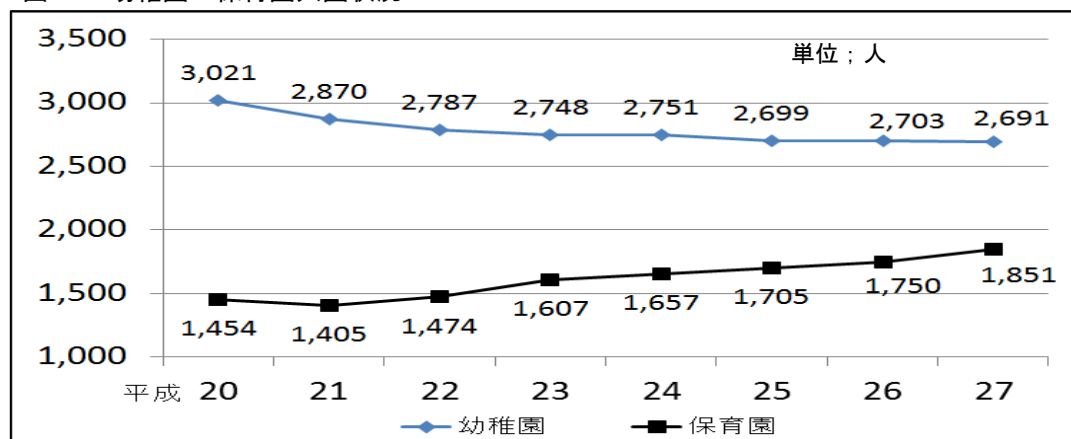
資料：国勢調査（平成22年）

## （２）保育サービス等の状況

本市の幼稚園・保育園の年別入園状況（図 13）を見ると、幼稚園の入園者数は減少傾向にあり、平成 20 年の総数 3,021 人から平成 27 年には 2,691 人と約 11%減となっています。

一方、保育園の入園者数は増加傾向にあり、平成 20 年の総数 1,454 人から平成 27 年には 1,851 人と約 27%増となっています。今後も、特に低年齢児の保育ニーズが高まることが想定されるため、需要に即した整備を進めることが必要となります。

図 13 幼稚園・保育園入園状況

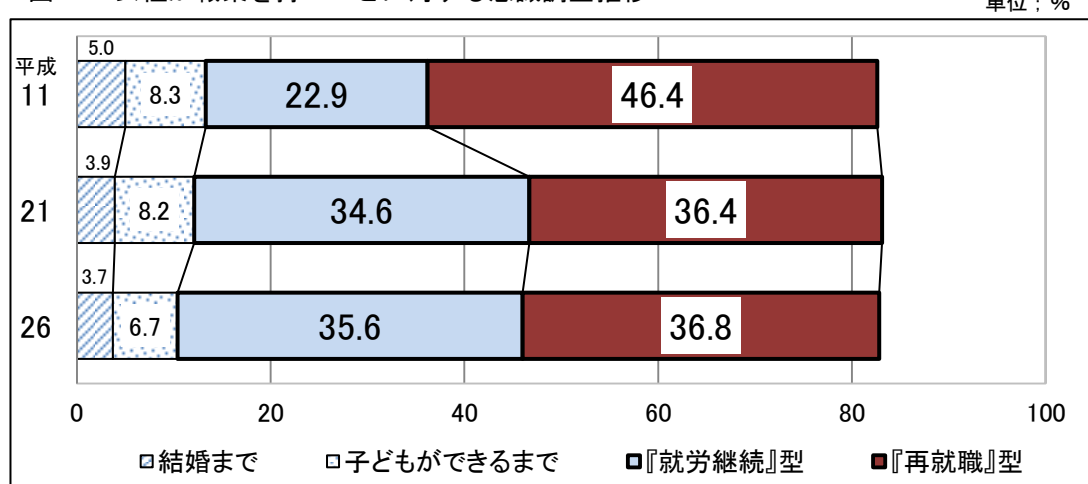


資料：刈谷の統計

## （３）女性が働くことに対する意識

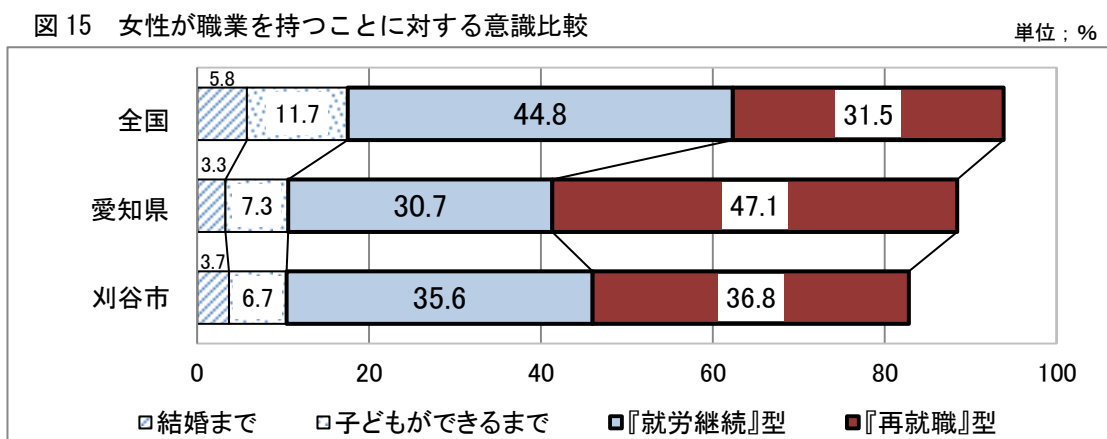
平成 26 年実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）において、女性が職業を持つことについての意識結果（図 14）を見ると、「結婚、出産、育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」の『就労継続』型と、「子どもができたらかめをやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」の『再就職』型の働き方を支持する回答が二分しています。また、平成 11 年、平成 21 年に実施した調査と比較すると、『就労継続』型の働き方に対する回答が大幅に増加しています。

図 14 女性が職業を持つことに対する意識調査推移



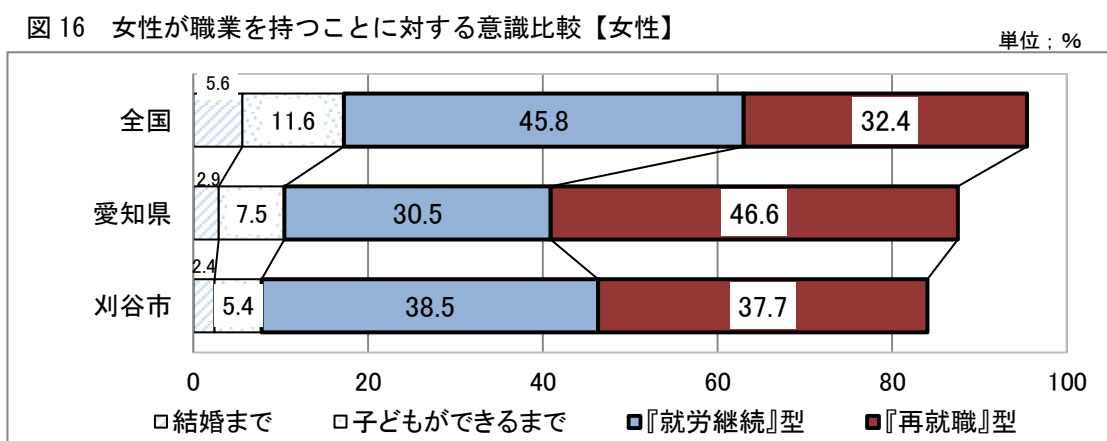
資料：刈谷市「市民意識調査」

同様に、全国や愛知県と比較した結果（図 15）を見ると、『就労継続』型を支持する回答は、愛知県より高くなっていますが、全国と比較すると低くなっています。

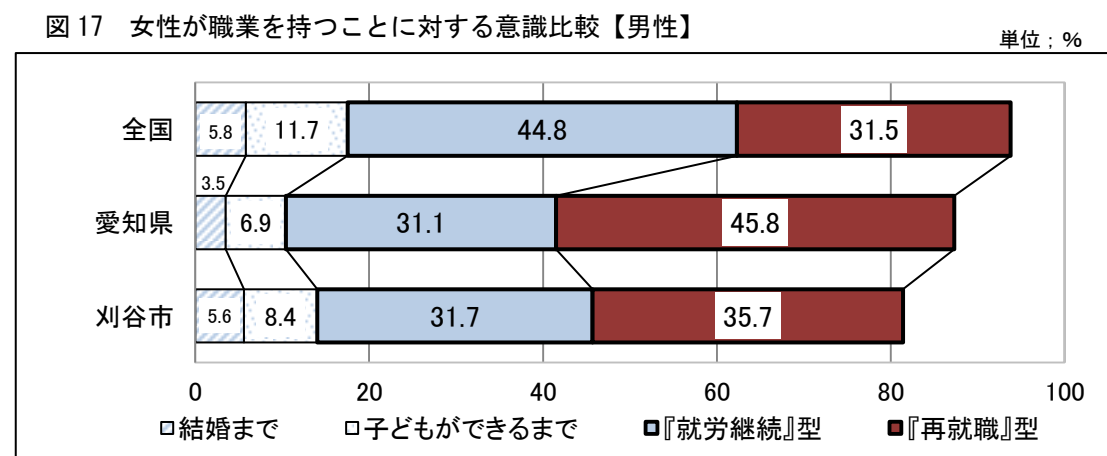


資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

男女別（図 16, 17）で見ると、本市においては、男性の回答で『再就職』型、女性の回答では『就労継続』型への支持がそれぞれ高くなっています。



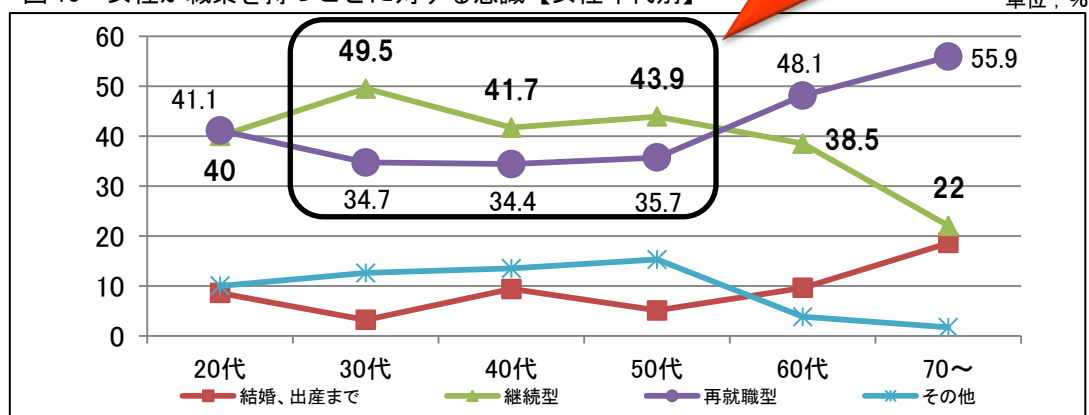
資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

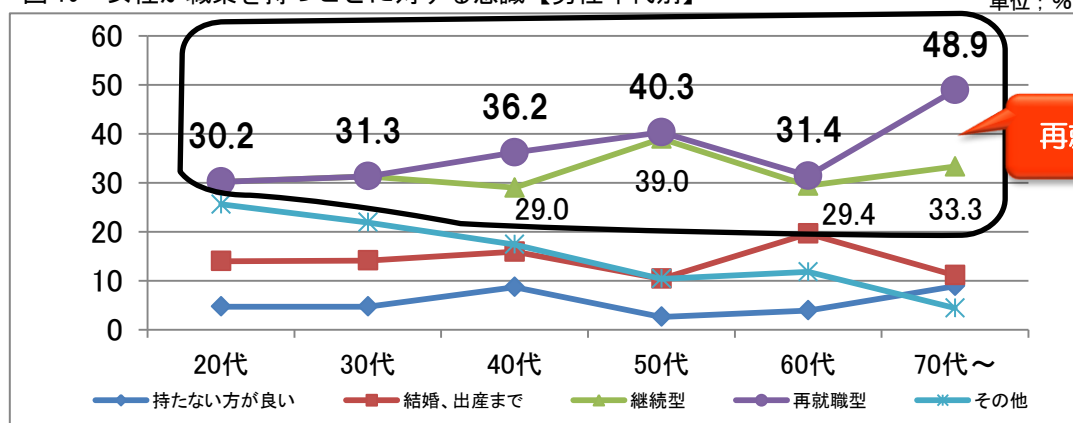
男女別年代別（図 18, 19）で見ると、30 代～50 代の女性は、『就労継続』型の働き方を支持する回答が多くなっていますが、男性はいずれの年代においても『再就職』型を支持する回答が多くなっています。

図 18 女性が職業を持つことに対する意識【女性年代別】



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

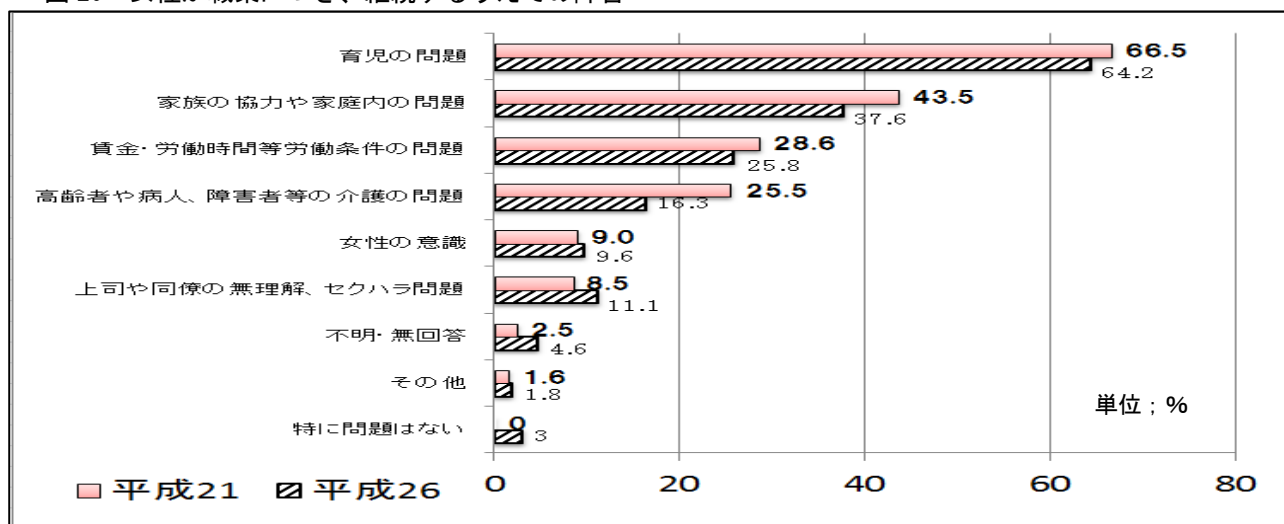
図 19 女性が職業を持つことに対する意識【男性年代別】



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

また、「女性が職業についたり、職業生活を続ける上で、障害となっているのは何だと思われますか」との回答（図 20）を見ると、『育児の問題』が最も高くなっています。

図 20 女性が職業につき、継続するうえでの障害



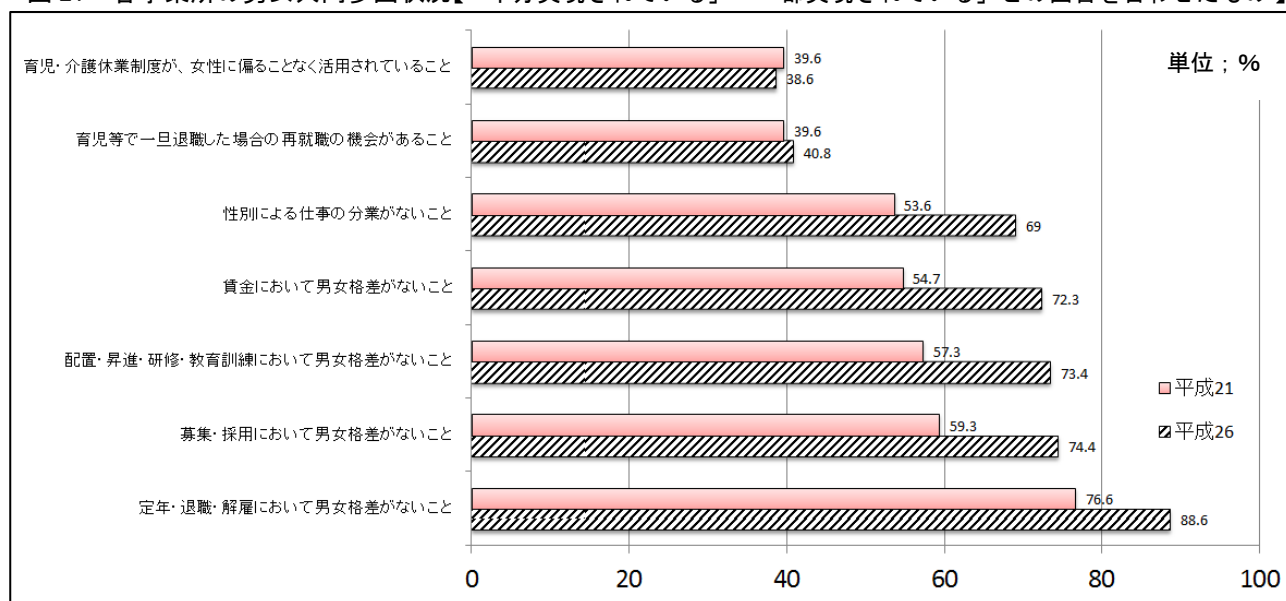
資料：刈谷市「市民意識調査」

#### （４）職場における男女共同参画の状況

平成 26 年実施の「事業所等実態調査」において、各事業所の男女共同参画状況（図 21）を見ると、「仕事の分業」、「賃金」、「配置・昇進・研修・教育訓練」、「募集・採用」、「定年・退職・解雇」では、男女の差がないとの回答が多く、平成 21 年実施の調査と比較しても、「十分実現されている」「まだ十分実現されていないが一部実現されている」との回答が増加しています。

一方、「育児・介護休業制度が、女性に偏ることなく活用されていること」「育児等で一旦退職した場合の再就職の機会があること」については、『実現されている』との回答が少なく、大きな変化は見られません。

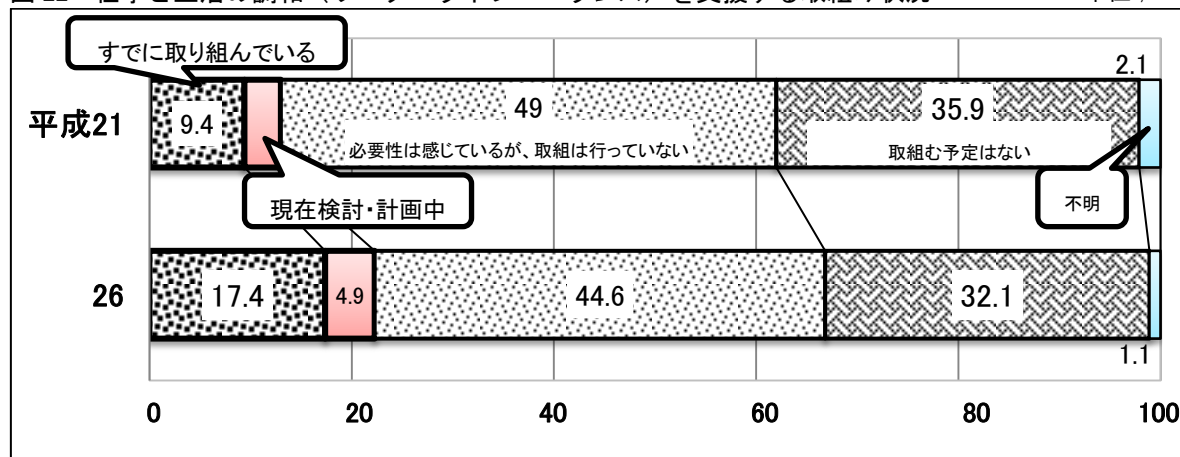
図 21 各事業所の男女共同参画状況【「十分実現されている」「一部実現されている」との回答を合わせたもの】



また、従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※<sup>5</sup>を支援する取組み状況（図 22）を見ると、「すでに取り組んでいる」「現在検討・計画中である」との回答が増加しています。

図 22 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援する取組み状況

単位：％

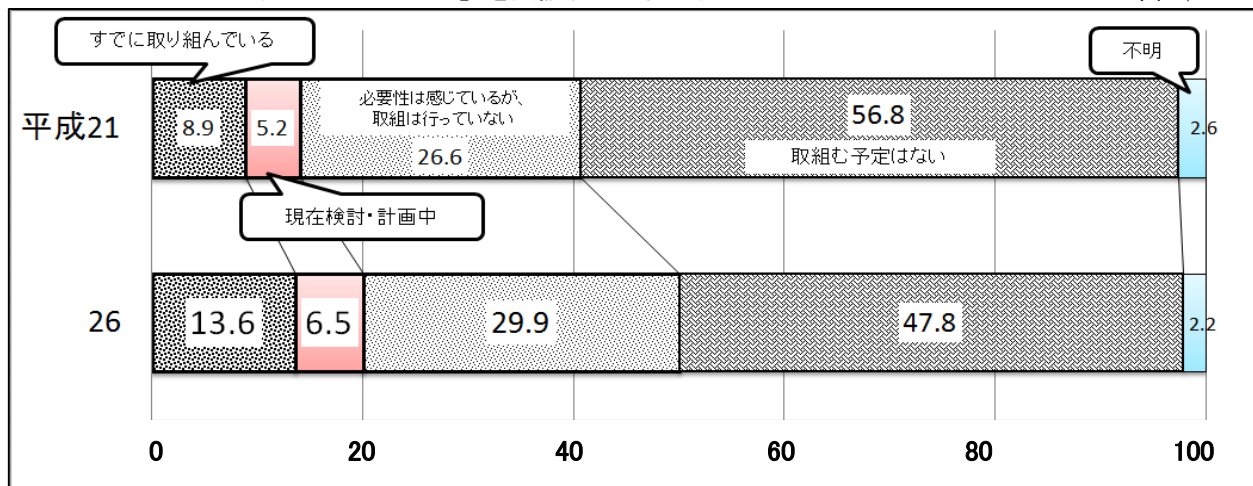




また、従業員のポジティブ・アクション※<sup>6</sup>を支援する取組状況（図 23）を見ると、前回調査と比べ「今のところ取り組む予定はない」との回答が減少し、「すでに取り組んでいる」、「現在検討・計画中」、「必要性は感じているが、取組は行っていない」との回答が増加しています。

図 23 「ポジティブ・アクション」を支援する取組み状況

単位：％

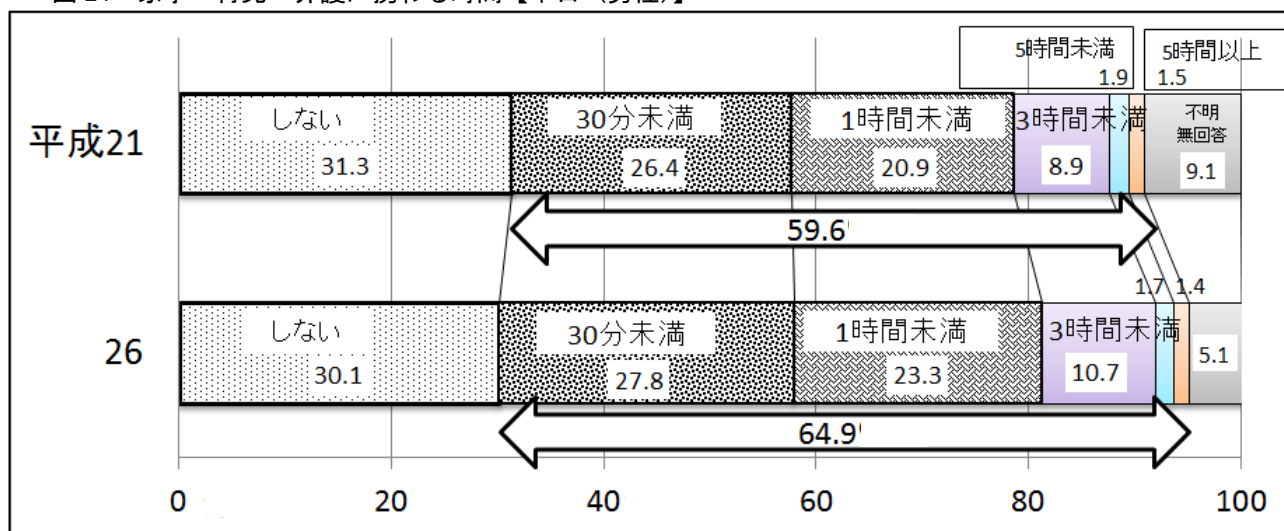


資料：刈谷市「市民意識調査」

#### （５）家事・育児・介護等の分担の状況

男性の１日当たりの家事・育児・介護に携わる時間（図 24）を見ると、時間の長さに関わらず、平日における家事、育児、介護に携わる時間があるとの回答は 64.9％となり、前回と比べ 5.3 ポイント増加しています。

図 24 家事・育児・介護に携わる時間【平日（男性）】

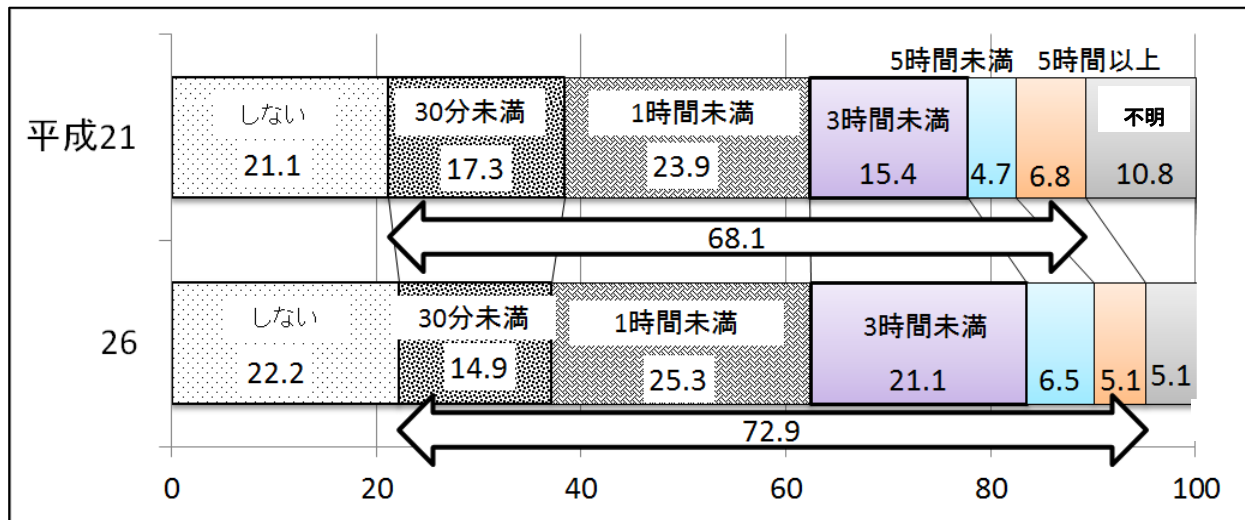


資料：刈谷市「市民意識調査」

同様に休日（図 25）では、時間の長さに関わらず、家事・育児・介護に携わる時間があるとの回答は 72.9% となり、前回と比べ 4.8 ポイント増加しています。

図 25 家事・育児・介護に携わる時間【休日（男性）】

単位：％

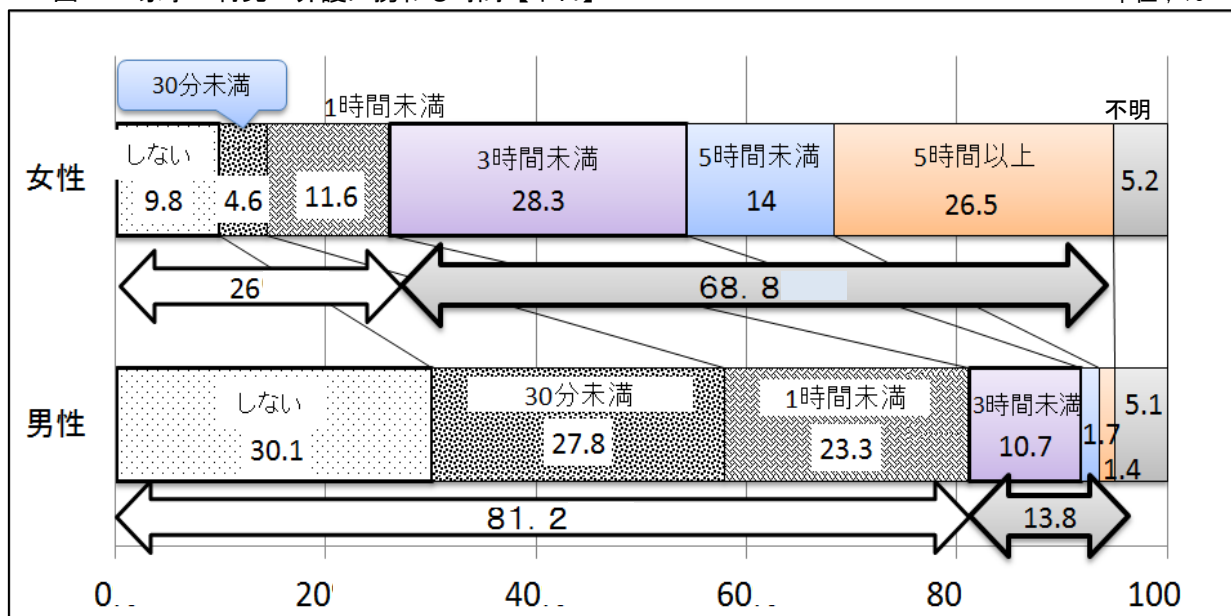


資料：刈谷市「市民意識調査」

男女別で比較（図 26）した場合、平日 1 日当たりの家事・育児・介護に携わる時間は、女性の 68.8% が 1 時間以上であるのに対し、男性の 81.2% が 1 時間未満と回答しています。

図 26 家事・育児・介護に携わる時間【平日】

単位：％



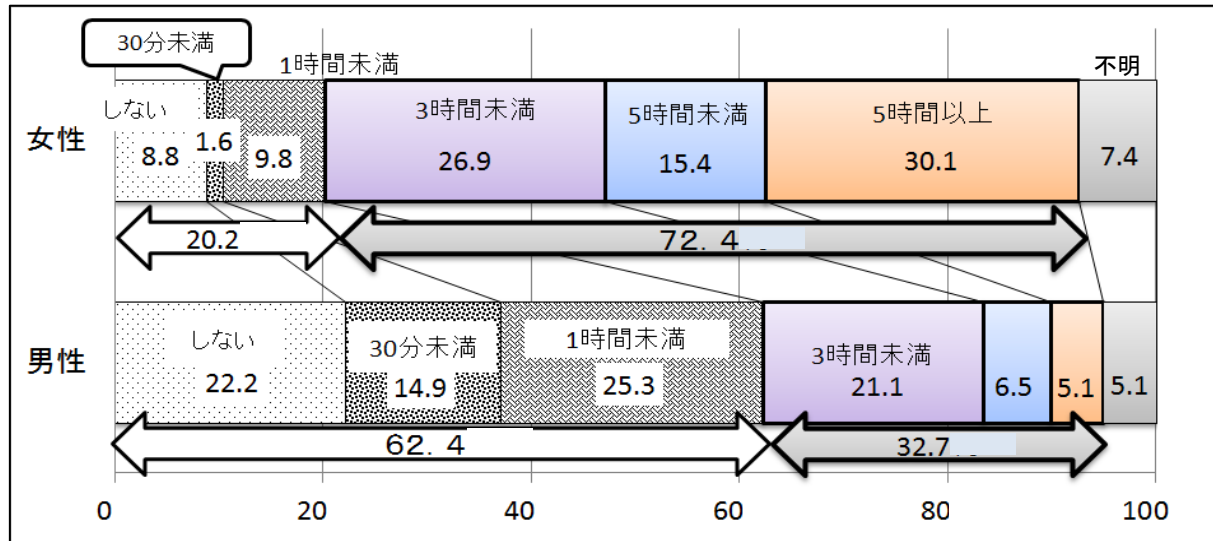
資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）



休日（図 27）においても、女性の 72.4%が 1 時間以上であるのに対し、男性の 62.4%が 1 時間未満と回答しています。

図 27 家事・育児・介護に携わる時間【休日】

単位：％



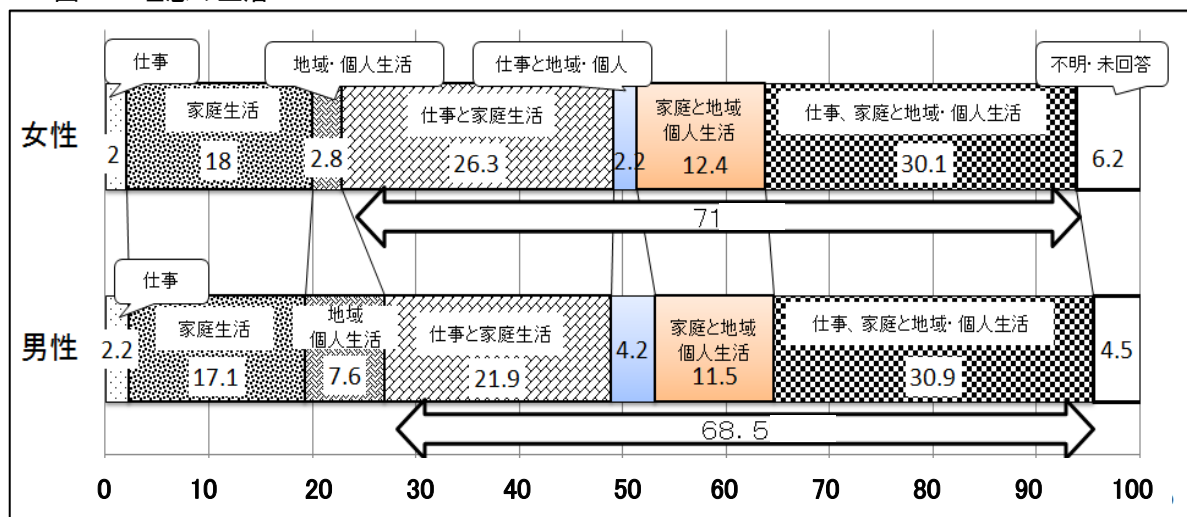
資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

## （６）仕事と生活のバランスの状況

理想の生活（図 28）を見ると、女性、男性ともに約 7 割が「仕事」、「家庭生活」及び「地域・個人の生活」のいずれか 1 つだけではなく、複数の項目をバランスよく調和した生活を希望しています。

図 28 理想の生活

単位：％



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

理想の生活（図 29, 30）を見ると、女性、男性ともに「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」をともに優先する回答が最も多くなっています。

図 29 理想の生活【男性】

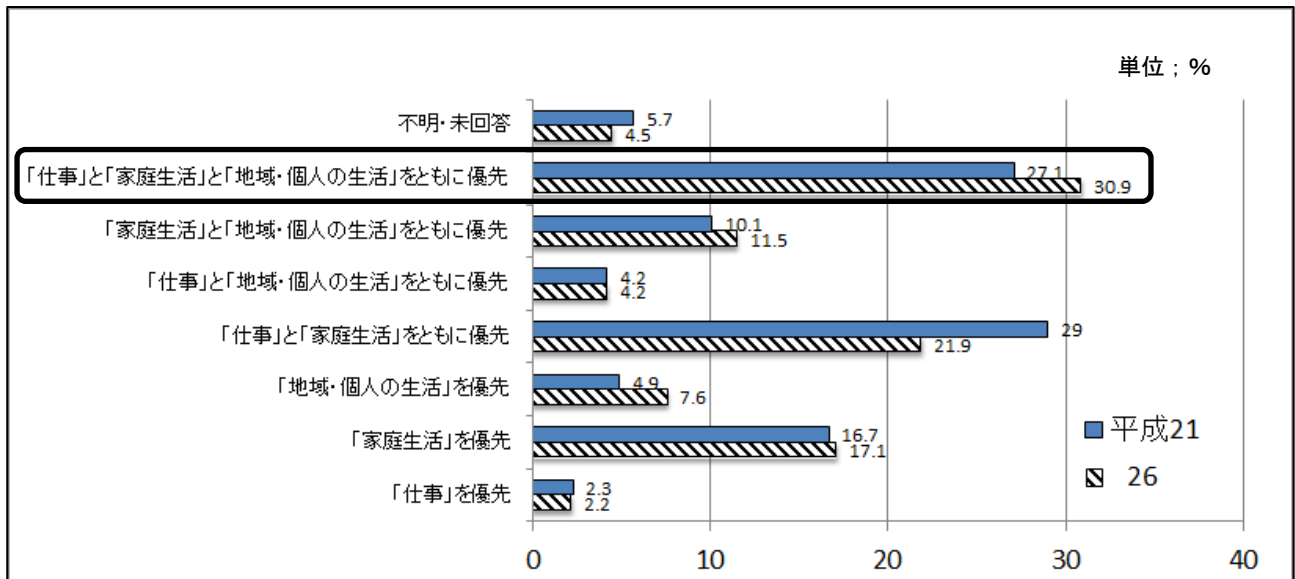
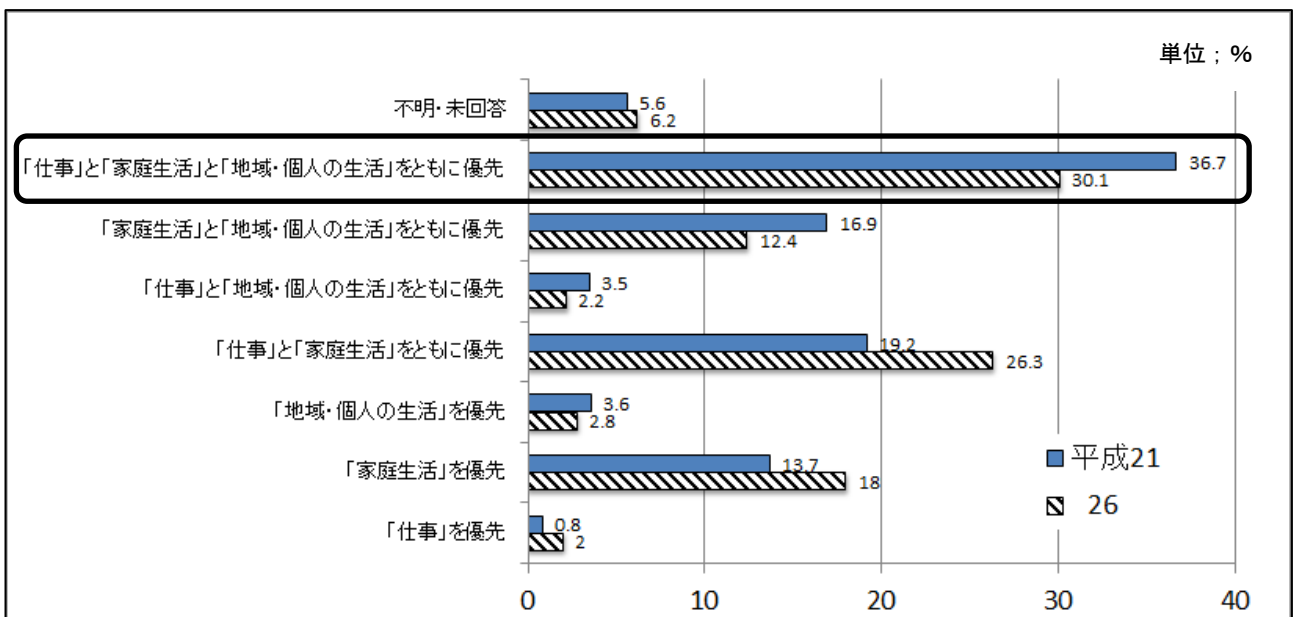


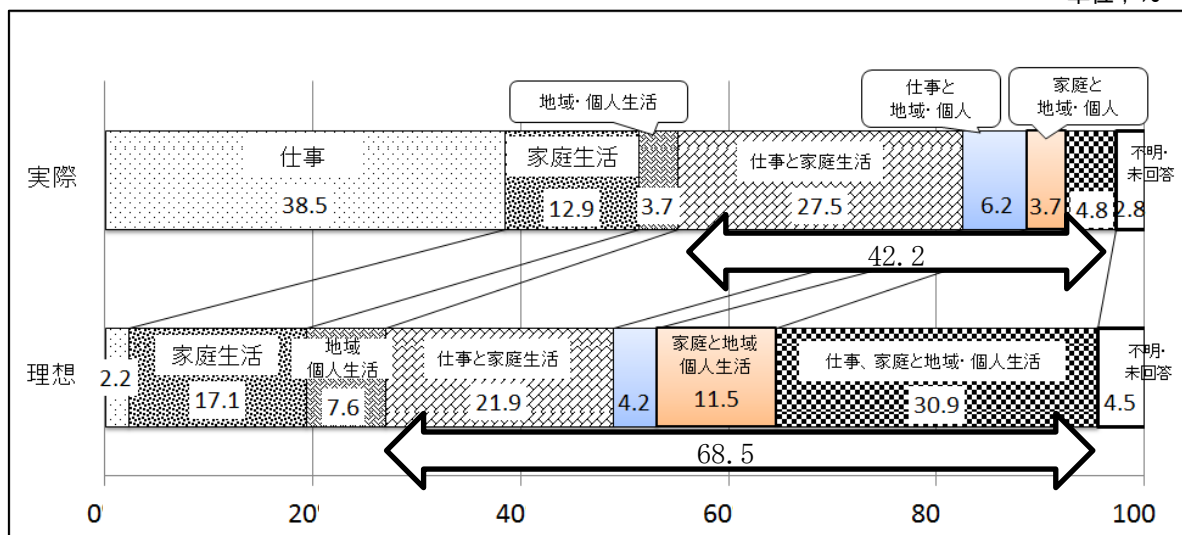
図 30 理想の生活【女性】



理想と実際の生活（図 31, 32）を見ると、男性の 68.5%が、理想の生活では「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人生活」をバランスよく両立させることを望んでいます、実際の生活では「仕事」の回答が 38.5%と最も多くなっています。

図 31 理想と実際の生活【男性】

単位；％

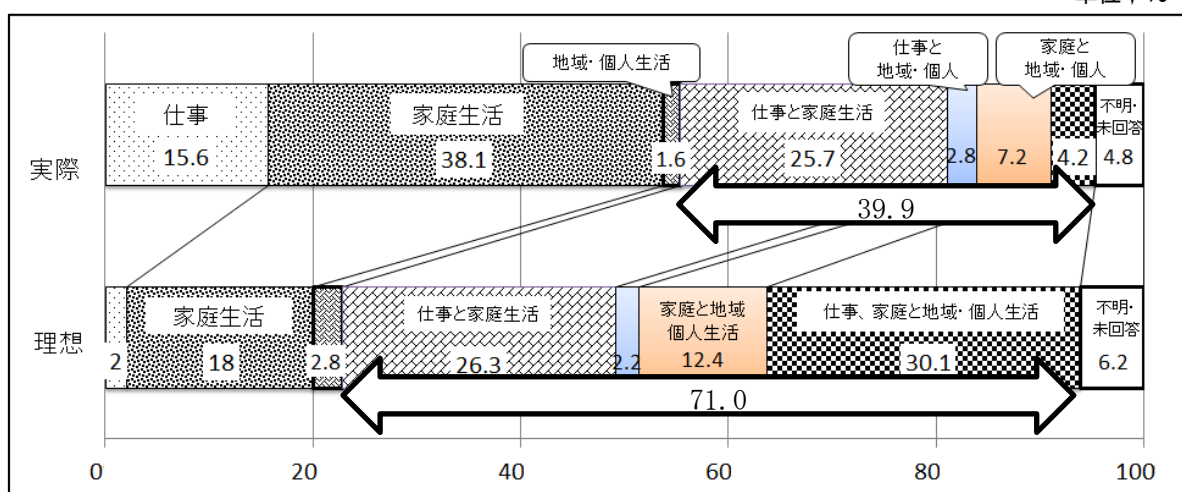


資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

女性も、「仕事」と「家庭生活」、「地域・個人の生活」を両立させたいとする回答が 71%と高くなっていますが、実際の生活では、「家庭生活」の回答が 38.1%と最も多くなっています。

図 32 理想と実際の生活【女性】

単位；％



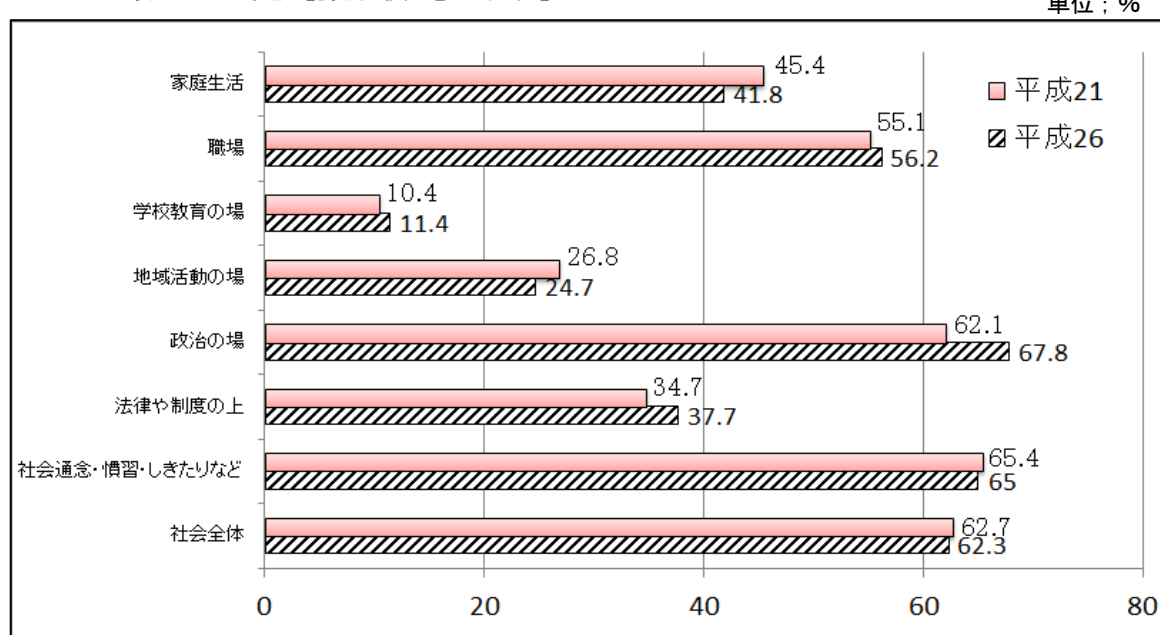
資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）

## 4. 市民の男女共同参画に関する意識の状況

### (1) 男女の地位の平等感

さまざまな分野における男女の平等感（図 33）を見ると、「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の回答を合わせた『男性優遇』の回答が「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」及び「社会全体」で半数以上を占めています。また「職場」、「政治の場」においては、平成 21 年実施の調査と比較して、『男性優遇』の回答が増加しています。

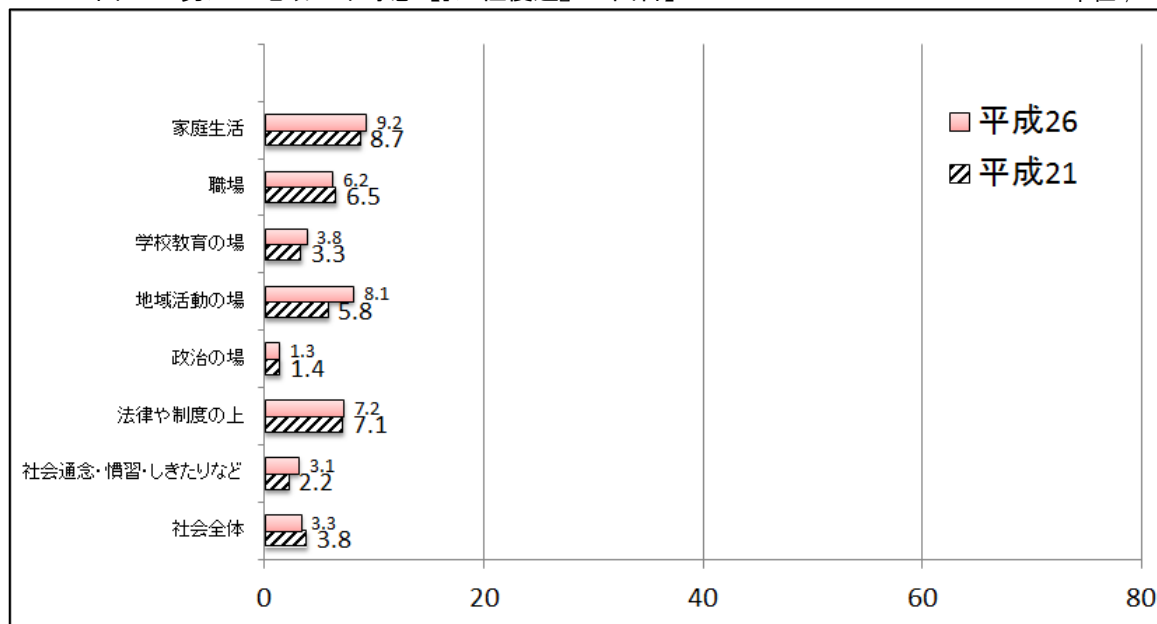
図 33 男女の平等感【『男性優遇』の回答】



資料：刈谷市「市民意識調査」

また、「女性のほうが優遇されている」、「どちらかといえば女性が優遇されている」の回答を合わせた『女性優遇』の回答は、男性と比較してどの分野においても低く、10%未満となっています。

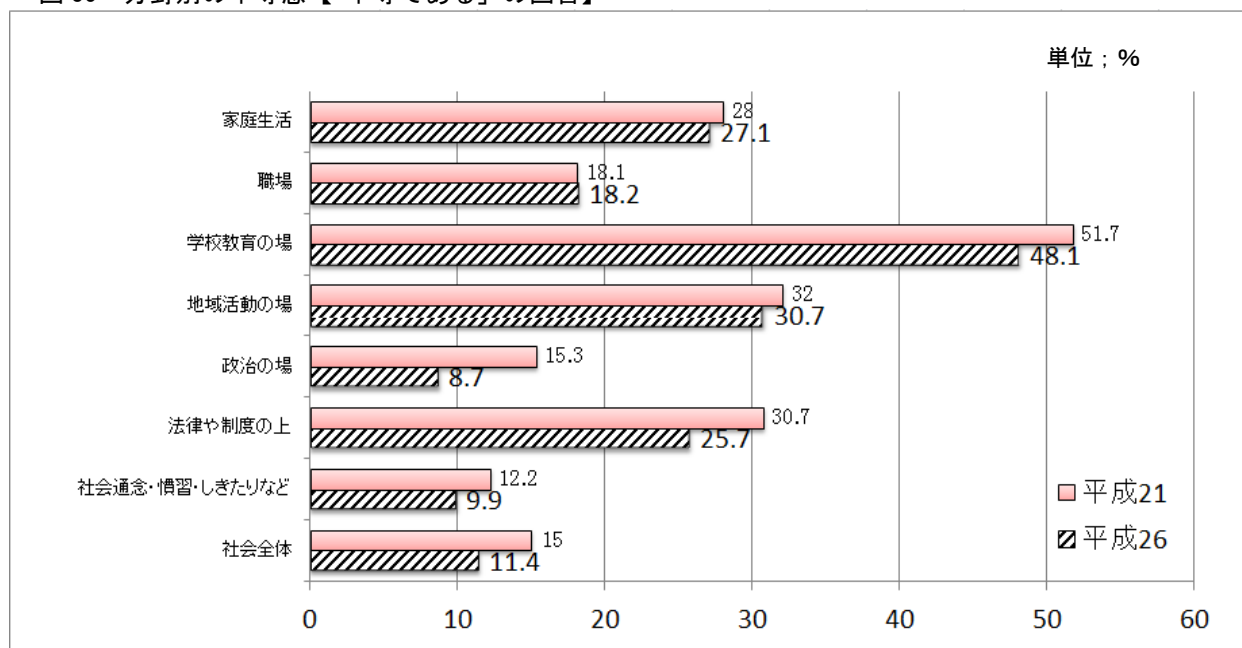
図 34 男女の地域の平等感【『女性優遇』の回答】



資料：刈谷市「市民意識調査」

分野別の平等感（図 35）を見ると、「職場」を除く全ての分野で「平等である」との回答が減少しています。

図 35 分野別の平等感【「平等である」の回答】

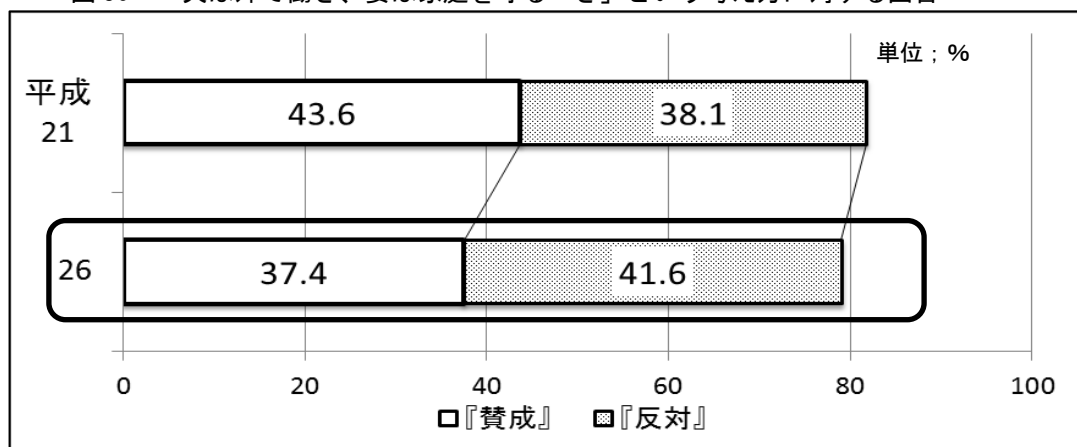


資料：刈谷市「市民意識調査」

## （２）固定的な性別役割分担の認識状況

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（固定的な性別役割分担意識※<sup>7</sup>）（図 36）を見ると、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた『反対』の回答が、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成』の回答を上回り、前回と比べて、『賛成』と『反対』の割合が逆転しています。

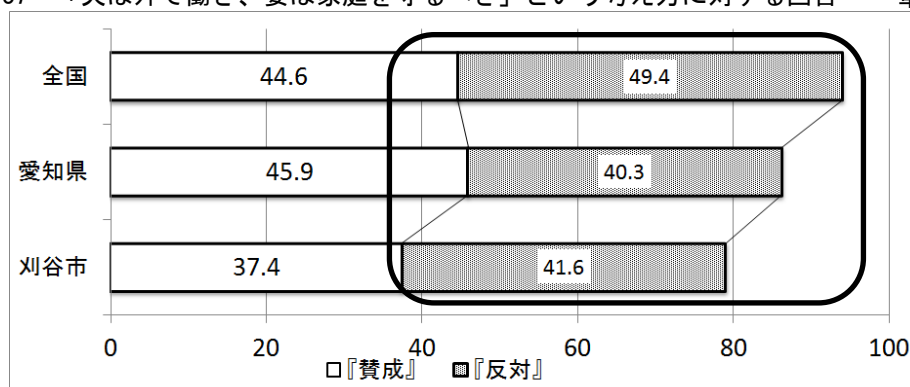
図 36 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する回答



資料：刈谷市「市民意識調査」

また、全国、愛知県と比較（図 37）して見ると、愛知県よりも『反対』の回答は多くなっていますが、全国と比較すると、本市は少なくなっています。

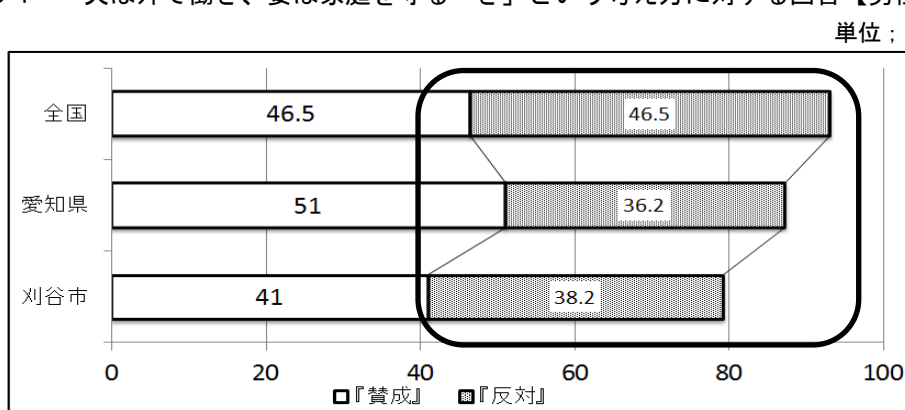
図 37 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する回答 単位；％



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

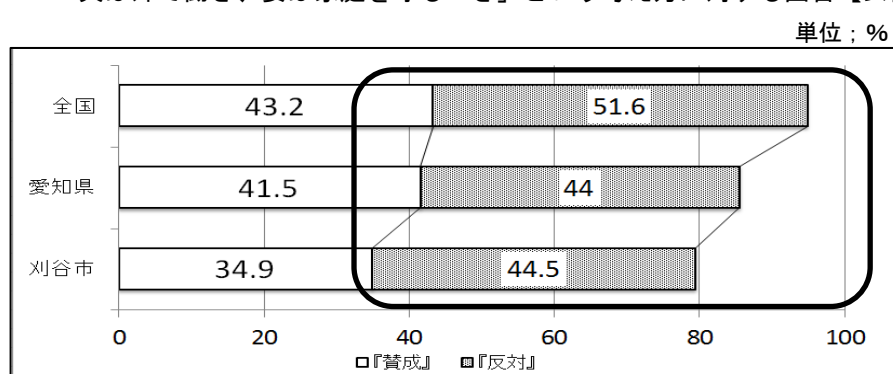
同じく男女別（図 38）で全国、愛知県と比較すると（図 38）、全国、愛知県、本市ともに、男性は『反対』の回答が少なく、女性では多い傾向がみられます。

図 38-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する回答【男性】 単位；％



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

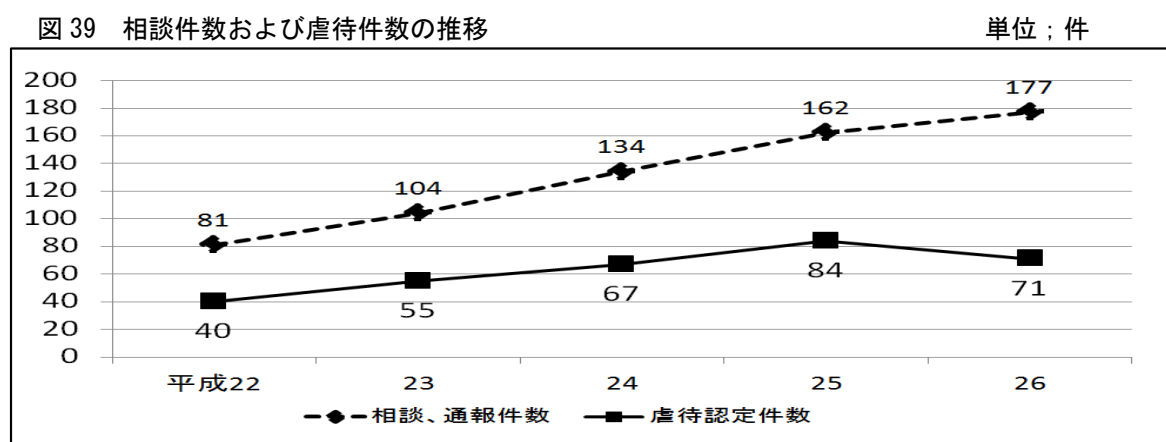
図 38-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する回答【女性】 単位；％



資料：刈谷市「市民意識調査」（平成 26 年）愛知県「県政世論調査」（平成 26 年）  
内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）

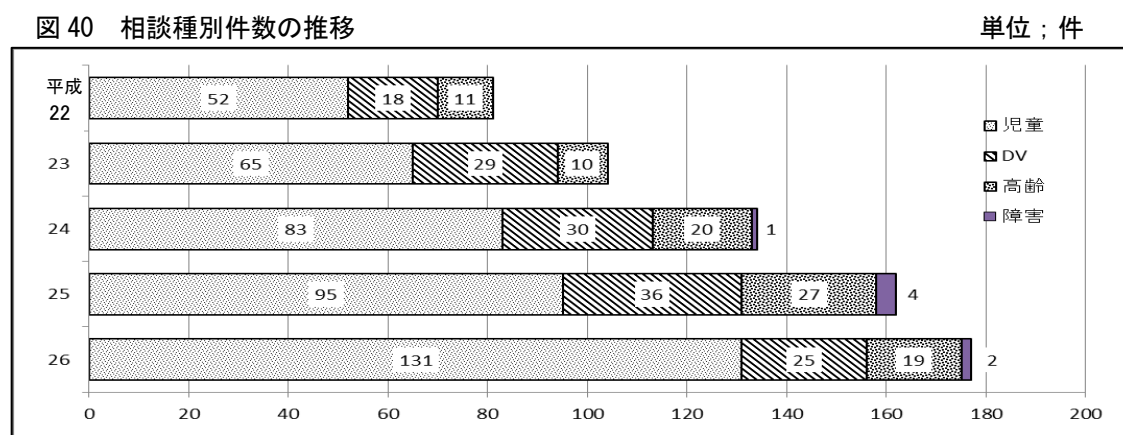
## 5. ドメスティック・バイオレンス（DV）※<sup>8</sup>等の状況

相談件数及び虐待件数の推移（図 39）を見ると、相談件数は、平成 22 年は 81 件でしたが、平成 26 年では 177 件となり、2 倍以上増加しています。また、虐待認定件数についても、40 件から 71 件に増加しています。



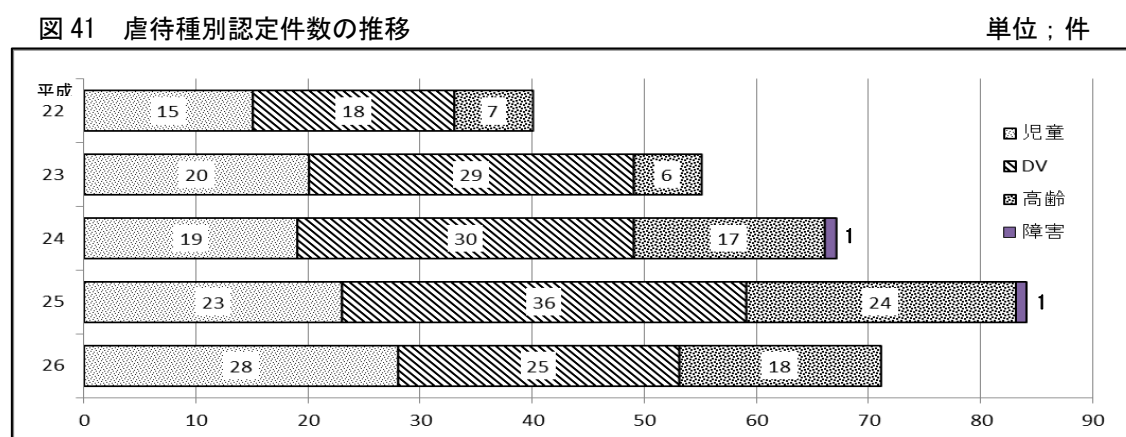
資料：刈谷市

相談種別件数の推移（図 40）を見ると、「児童」に関する虐待、養護等の相談が増加傾向にあります。



資料：刈谷市

また、虐待種別認定件数の推移（図 41）を見ると、平成 26 年度は減少となっていますが、全体としては、「児童」を中心に増加傾向にあります。



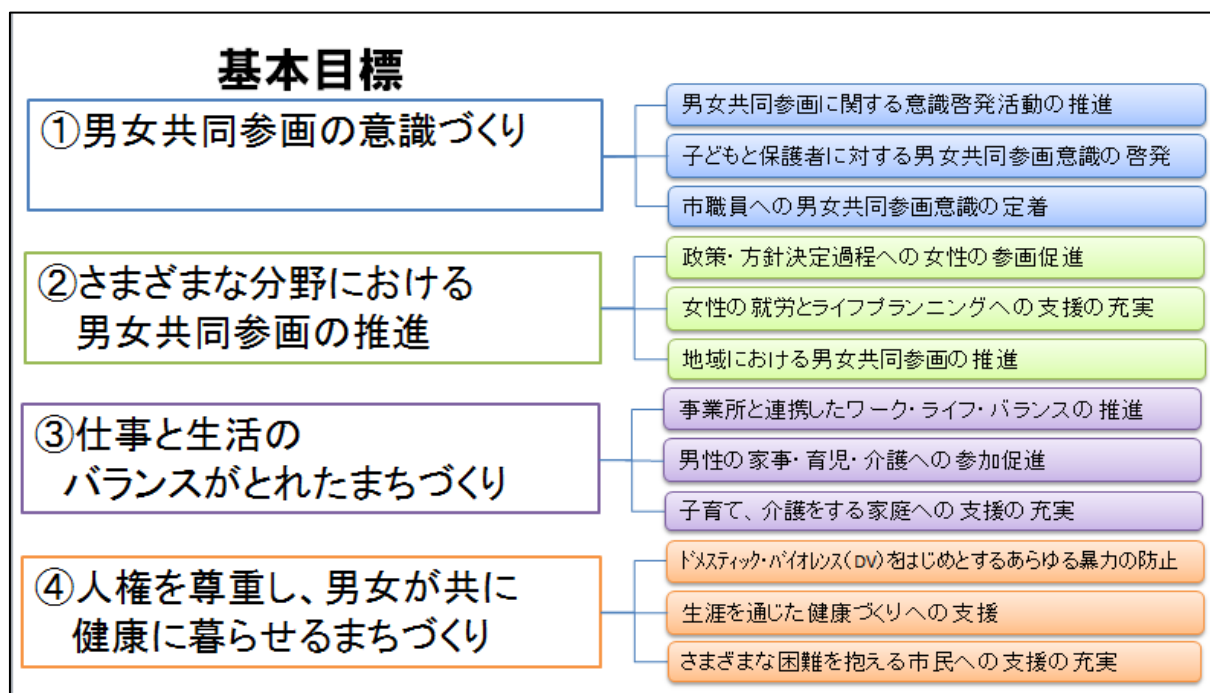
資料：刈谷市



## 6. 第2次刈谷市男女共同参画プランの進捗状況（前期：平成23年度～平成26年度）

### （1）施策体系

「第2次刈谷市男女共同参画プラン」の施策体系は以下のとおりです。



### （2）基本目標別の事業進捗状況

前期における基本目標別の事業実施状況は以下のとおりです。

#### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

|   | 施策                     | 事業数 | 目標達成 | 未達成 |
|---|------------------------|-----|------|-----|
| ① | 男女共同参画に関する意識啓発活動の推進    | 6   | 6    | 0   |
| ② | 子どもと保護者に対する男女共同参画意識の啓発 | 8   | 6    | 2   |
| ③ | 市職員への男女共同参画意識の定着       | 3   | 3    | 0   |

17事業のうち、15の事業で目標を達成しています。

「①男女共同参画に関する意識啓発活動の推進」は、広報紙やHP、リーフレットの配布等を通じ、男女共同参画に関する周知を図るとともに、イベントや各種講座を開催し、市民意識の向上を図りました。

「②子どもと保護者に対する男女共同参画意識の啓発」は、中学校における保育実習の実施や、職場体験を通じたキャリア教育の推進、小中学校全体で、男女共習の履修の取組を進める



ことにより、男女共同参画意識の向上を図りました。

「③市職員への男女共同参画意識の定着」は、全職員を対象とした研修を実施するなど、職員の意識啓発に努めました。

## 基本目標２ さまざまな分野における男女共同参画の推進

|   | 施策                     | 事業数 | 目標達成 | 未達成 |
|---|------------------------|-----|------|-----|
| ① | 政策・方針決定過程への女性の参画促進     | 4   | 3    | 1   |
| ② | 女性の就労とライフプランニングへの支援の充実 | 4   | 4    | 0   |
| ③ | 地域における男女共同参画の推進        | 5   | 5    | 0   |

13 事業のうち、12 事業で目標を達成しています。

「①政策・方針決定過程への女性の参画促進」は、本市の審議会等において、女性がない審議会や委員会の減少に努めるとともに、愛知県が実施する男女共同参画人材育成セミナー修了生を名簿登録するなど、政策や方針決定の場への女性の登用支援に努めました。

「②女性の就労とライフプランニングへの支援の充実」は、関係機関等と連携し、リーフレットを配布することにより、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等の趣旨の周知や、女性の再就職を支援する講座の案内を行いました。

「③地域における男女共同参画の推進」は、市で開催する各種講座・イベント等の開催時における臨時保育室の設置や、講座等を夜間・休日開催とするなど、誰もが参加しやすい環境を整えるとともに、女性団体等への活動支援を行いました。

## 基本目標３ 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり

|   | 施策                      | 事業数 | 目標達成 | 未達成 |
|---|-------------------------|-----|------|-----|
| ① | 事業所と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 | 4   | 4    | 0   |
| ② | 男性の家事・育児・介護への参加促進       | 2   | 2    | 0   |
| ③ | 子育て、介護をする家庭への支援の充実      | 12  | 11   | 1   |

18 事業のうち、17 事業で目標を達成しています。

「①事業所と連携したワーク・ライフ・バランスの推進」は、事業所を対象に、リーフレッ

トによる情報提供や、労働問題および多様な就労形態に関する講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスを推進する職場づくり、働きやすい職場環境づくりに関する啓発を行いました。

「②男性の家事・育児・介護への参加促進」は、男性の家事や子育て、介護に関する意識啓発を、広報紙を通じて周知するとともに、講座を開催しました。

「③子育て、介護をする家庭への支援の充実」は、地域子育て支援拠点施設の整備や、低年齢児保育の充実による待機児童の削減、病児・病後児保育、休日保育、一時保育等各種子育て支援サービスの充実による育児環境の整備とともに、介護保険制度の円滑な運営及び情報提供を行うなど、制度の利用促進に努めました。

#### 基本目標 4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり

|   | 施策                                 | 事業数 | 目標達成 | 未達成 |
|---|------------------------------------|-----|------|-----|
| ① | ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとするあらゆる暴力の防止 | 6   | 6    | 0   |
| ② | 生涯を通じた健康づくりへの支援                    | 8   | 8    | 0   |
| ③ | さまざまな困難を抱える市民への支援の充実               | 6   | 6    | 0   |

20 事業全て目標を達成しています。

「①ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとするあらゆる暴力の防止」は、広報紙への掲載やリーフレットの配布を通し、DV等に対して正しい認識を持てるよう啓発するとともに、女性相談員を確保し、相談しやすい環境づくりに努めました。

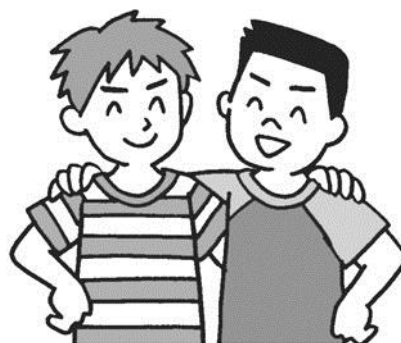
「②生涯を通じた健康づくりへの支援」は、赤ちゃん訪問や産後ヘルパーを派遣することで、支援が必要な家庭への早期対応を行いました。また、健康教室を開催するなど健康づくりに関する意識啓発や、各種健診の実施による健康づくり支援を行いました。

「③さまざまな困難を抱える市民への支援の充実」は、ひとり親世帯、外国人、障害のある市民に対する相談体制の充実や、教育訓練給付金をはじめとする各種手当への支給、貸付制度等の活用などを通じた自立支援を行いました。

### （３）数値目標の達成状況

「第２次刈谷市男女共同参画プラン」の中間目標及び現状値は下表のとおりです。

| 基本目標 |                          | 指標                                                                 | 策定時   | 中間目標  | 現状値   |
|------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 1    | 男女共同参画の意識づくり             | 職場や家庭、地域などで男女が性別に関わりなく活動ができている<br>(市民意識調査;「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合) | 63.9% | 67.0% | 61.6% |
|      |                          | 男女共同参画の推進<br>(市民意識調査;「満足」「やや満足」の割合)                                | 9.1%  | 20.0% | 10.0% |
| 2    | さまざまな分野における男女共同参画の推進     | 審議会等における女性委員の割合                                                    | 13.9% | 25.0% | 20.9% |
| 3    | 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり      | 県ファミリー・フレンドリー企業 <sup>※9</sup> に登録している市内事業所数                        | 19    | 38    | 30    |
| 4    | 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり | 市民相談体制の充実<br>(市民意識調査;「満足」「やや満足」「ふつう」の割合)                           | 80.0% | 83.0% | 84.7% |



## 7. 刈谷市における課題と今後の考え方

### (1) 人口動態

本市の総人口は、これまで継続して増加しております。しかし、年少人口がほぼ横ばいで推移しているのに対し、老年人口は増加傾向であり、緩やかなペースではありますが、高齢化の進展がみられます。また、年齢別増減でみると、10代後半から20代後半の年齢層では人口増となっていますが、その他の年齢層では減少しています。これは、進学、就職等で一時的に増加するものの、住宅取得等に伴い子育て世代が市外へ流出しているものと考えられます。

今後、更なる出生率の向上をめざし、子育て世代の転出抑制を図るとともに、「刈谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている4つの基本目標の達成に向けて、女性の活躍を推進し、活躍できる社会を形成することは非常に重要なものと考えられます。

### (2) 市民意識

平成22年実施の国勢調査における「女性の労働力率」については、平成17年実施の同調査に比べ上昇が見られます。また、女性が職業を持つことについて、平成26年に実施した「市民意識調査」によると、「結婚、出産、育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」という『就労継続』型と、「子どもができたらかめをやめ、大きくなったら再び職業を持つほうが良い」という『再就職』型の働き方を支持する回答が二分していますが、前回の調査と比べると、『就労継続』型を支持する回答割合が増加傾向となっています。また、保育園の入園者数が増加傾向にあることから、女性の就労意欲は高まってきているものと考えられます。更には女性がライフステージの変化にかかわらず働き続けることへの理解も広まりつつあります。

一方、さまざまな分野における男女の平等感については、依然として多くの場面で『男性優遇』だと感じる人が多い現状となっています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的役割分担意識についても、平成26年実施の「市民意識調査」では、初めて『反対』が『賛成』を上回りましたが、男性の回答では依然として『賛成』の割合が高くなっており、特に男性に対する男女共同参画意識の醸成を図るなど、より一層の施策の推進が求められます。

### (3) プランの振り返り

刈谷市では、平成13年度より、「刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、様々な事業を展開してきました。平成23年度には、「第2次刈谷市男女共同参画プラン」を策定し、明確な進捗管理を行うための数値目標を設定するとともに、毎年、事業の実施状況を把握し、進捗管理を図ってまいりました。

その結果、各事業に掲げた指標の中間目標は概ね達成され、達成率は約94%となっています。

が、基本目標に定めた数値目標に関しては、5つの目標中、中間目標が達成されているのが1項目のみとなっており、事業実施にも関わらず、「男女共同参画進捗の実感が市民に伝わっていない」状態となっています。今後は、各事業の推進により基本目標を達成できるよう事業体系を見直すとともに、事業の進捗状況を定期的に点検・評価するPDCAサイクル※<sup>10</sup>の確立を目指すことが求められます。

#### （４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性の活躍推進法」。）が成立し、9月にその基本方針が示されました。

基本方針においては、「法第6条に基づく市町村推進計画を策定することが望ましい」とされ、「基本法に基づく『市町村男女共同参画計画』の一分野として、既に各地方公共団体において様々な取組が実施されているところ、これまでの取組を踏まえつつ、基本方針を勘案し、今後更に効果的な取組が推進されることが期待される。」こととされており、「女性の活躍推進法」の内容を踏まえ、関連事業の効果的な実施を進めていきます。





## 第3章 プランのめざす方向

## 1. 基本理念

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に個性と能力を発揮しながら、心豊かに輝きのある暮らし方ができるまちをめざすことが大切です。

本市では、第7次総合計画において「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を将来像として掲げ、市民が主体となったまちづくりを推進しています。

このようなまちの将来像と、本プランがめざす男女共同参画社会の実現を達成するためにも、男女が互いに人権を尊重し、共に支えあい、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるよう、本プランの基本理念を次のように定めており、これを継承します。

「共に支えあい 誰もが輝く 男女共同参画社会の創造」

## 2. 基本的視点

本プラン全体にわたって、横断的に重視する基本的な視点は以下の3点です。

### 基本的視点1

#### 個性と人権を尊重する視点

それぞれの人が持つ個性をいかすとともに、人権尊重の意識を持ち、すべての人の多様な生き方を尊重したうえで男女共同参画を推進します。

### 基本的視点2

#### 共存・協働の視点

市民、事業所、市民活動団体などと行政の協働によって、それぞれの役割を担いながら男女共同参画社会の形成に向けて取り組みます。

### 基本的視点3

#### 実効性のある取組の視点

本市でめざす男女共同参画社会の姿を市民、事業所、市民活動団体などと共有し、啓発することで、各施策を実効性のあるものとします。



### 3. 基本目標

本プランにおいてめざす目標は前期期間と同様、以下のようになります。

#### 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

#### 基本目標 2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、事業所や各種団体などへ女性活用の働きかけを行います。

また、男女が共に家事・育児・介護や地域活動に参画できる家庭、地域づくりを推進するとともに、結婚、出産、子育て後の再チャレンジなど、女性のライフプランニングを支援します。

#### 基本目標 3 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

また、男女一人ひとりが意欲と能力をいかしてさまざまな活動に参加していけるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりを促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

#### 基本目標 4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり

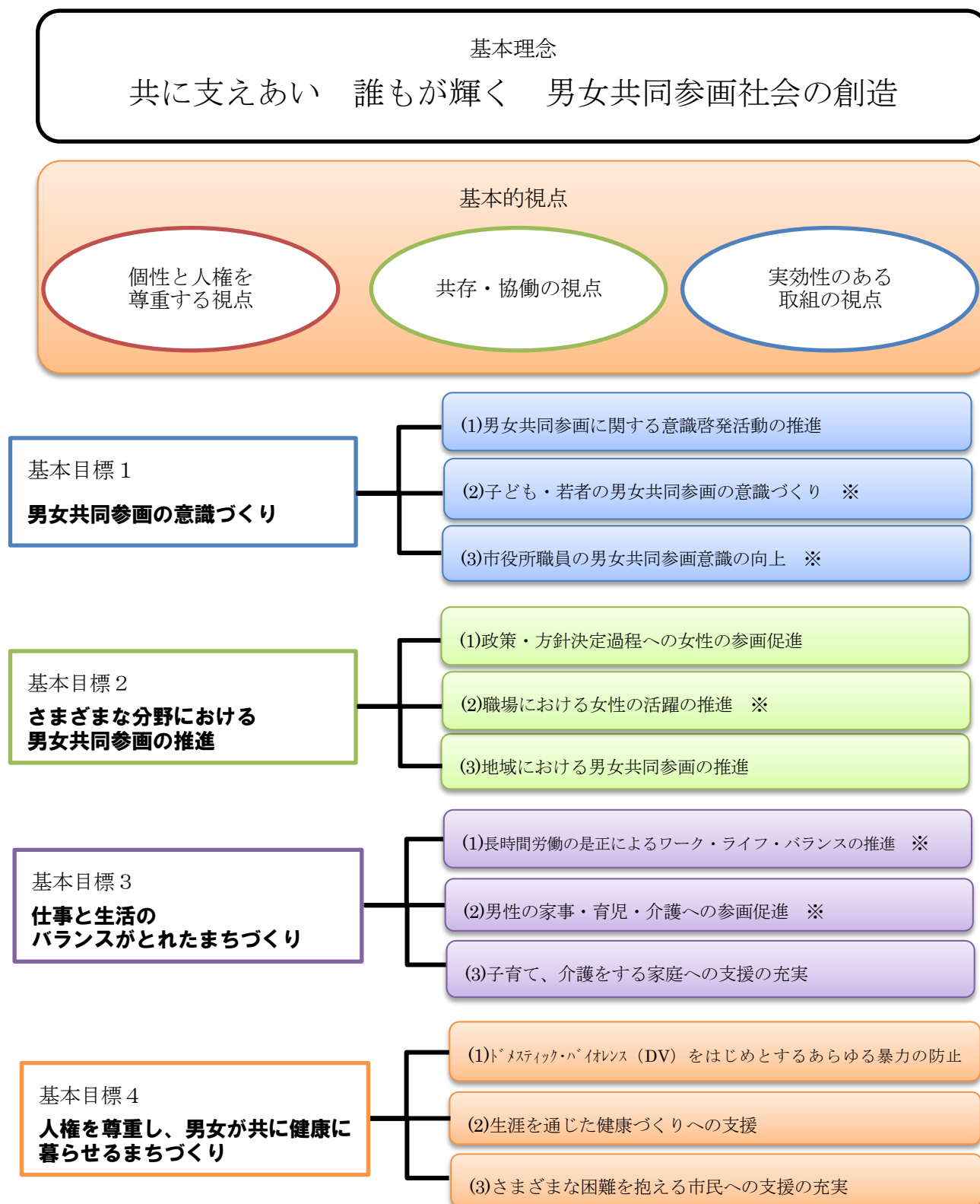
刈谷市に暮らす誰もが、健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整備します。

男女がお互いの性について理解を深め、尊重しながら暮らしていけるよう、健康で自立できる生活基盤づくりを推進するとともに、人権を尊重し、DVをはじめとする男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭が自立した生活が送れるよう支援します。

## 4. 施策の体系図

本プランの施策体系は以下のとおりです。



※プラン改定時に見直し

## 第 4 章 数值目标

## 数値目標

本プランでは、第3章で掲げた基本目標の達成を図るため、基本目標ごとに数値目標を掲げてきました。

本プランの改定にあたり、進捗状況をより詳細に把握するため、各基本目標に定めた3施策ごとに数値目標を掲げることに改め、きめ細かい進捗管理を行うこととします。

### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

| 施 策 |                     | 指 標                                                                         | 現 状<br>(平成26年度) | 目 標<br>(平成32年度) |
|-----|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| (1) | 男女共同参画に関する意識啓発活動の推進 | 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えについて、「反対」「どちらかといえば反対」と感じる市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査) | 41.6%           | 50.0%           |
| (2) | 子ども・若者の男女共同参画の意識づくり | 社会全体において、男女の地位が「平等である」と感じる20代の市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査)                   | 13.2%           | 50.0%           |
| (3) | 市役所職員の男女共同参画意識の向上   | 業務において、男女共同参画の視点から気をつけていることが「ある」と回答する職員の割合 (職員意識調査)                         | 48.6%           | 90.0%           |

### 基本目標2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

| 施 策 |                    | 指 標                                                             | 現 状<br>(平成26年度) | 目 標<br>(平成32年度) |
|-----|--------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| (1) | 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | 審議会等における女性委員の割合                                                 | 20.9%※ア         | 35.0%           |
| (2) | 職場における女性の活躍の推進     | 市内に本社を置き従業員が301人以上の事業所の、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の中で掲げる女性管理職の割合 (平均) | 1.1%※イ          | 5.0%            |
|     |                    | 市役所女性管理職 (課長職以上) の割合                                            | 4.5%※ア          | 10.0%           |
| (3) | 地域における男女共同参画の推進    | 地区委員の女性割合                                                       | 3.1%            | 30.0%           |

※ア：平成27年4月1日現在      ※イ：平成27年度実績

### 基本目標 3 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり

| 施 策 |                            | 指 標                                                                                       | 現 状<br>(平成 26 年度) | 目 標<br>(平成 32 年度) |
|-----|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| (1) | 長時間労働の是正によるワーク・ライフ・バランスの推進 | 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を支援する取組について、「すでに取り組んでいる」事業所の割合<br>(事業所等実態調査)                      | 17.4%             | 35.0%             |
| (2) | 男性の家事・育児・介護への参画促進          | 平日の家事、育児、介護に携わっている時間が「1 時間以上」と回答する男性市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査)                           | 13.8%             | 25.0%             |
|     |                            | 休日の家事、育児、介護に携わっている時間が「1 時間以上」と回答する男性市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査)                           | 32.7%             | 50.0%             |
| (3) | 子育て、介護をする家庭への支援の充実         | 男女共同参画社会実現のため、今後市が力を入れるべきこととして「保育施設や保育サービスなどの子育て支援を充実する」ことを挙げた市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査) | 50.7%             | 25.0%※ウ           |
|     |                            | 男女共同参画社会実現のため、今後市が力を入れるべきこととして「介護施設や介護サービスなどの福祉施策を充実する」ことを挙げた市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査)  | 49.8%             | 25.0%※ウ           |

※ウ：基本目標 3 施策（3）「子育て、介護をする家庭への支援の充実」の目標値については、これらの指標の数値が高い現状を施策に対する満足度が低いと捉え、これら数値を下げ子育て・介護施策への満足度向上を図ります。

### 基本目標 4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり

| 施 策 |                                    | 指 標                                                    | 現 状<br>(平成 26 年度) | 目 標<br>(平成 32 年度) |
|-----|------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| (1) | ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとするあらゆる暴力の防止 | DV について相談できる窓口があることを「知っている」市民の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査) | 51.2%             | 55.0%             |
| (2) | 生涯を通じた健康づくりへの支援                    | 日ごろから健康づくりを実践していると感じている市民の割合<br>(市民意識調査)               | 72.5%             | 80.0%             |
| (3) | さまざまな困難を抱える市民への支援の充実               | 刈谷市の社会保障制度の適正運用について、「満足」「やや満足」と感じている市民の割合<br>(市民意識調査)  | 19.7%             | 30.0%             |



## 第 5 章 施策の展開

## 第5章について

「第5章 施策の展開」では、毎年、事業の実施状況を把握し、プランの推進に努めるための参考指標を設定し、以下のような記載により、今後の取組を示しています。

| 基本目標 |      | 1 男女共同参画の意識づくり                                                                                                                    |            |            |
|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 施策   |      | (1) 男女共同参画に関する意識啓発活動の推進                                                                                                           |            |            |
| 1    | 事業   | 広報紙等による啓発                                                                                                                         |            |            |
|      | 内容   | 市民だよりをはじめとするさまざまな情報媒体や啓発DVD等の貸し出しなどを通じ、男女共同参画についての意識の高揚を図るとともに、新しい情報媒体の研究開発に努めます。また、市民だよりにより男女共同参画に関する記事等を定期的に掲載し、情報提供・啓発活動を行います。 |            |            |
|      | 指標項目 | 市民だより掲載回数<br>(イベント・講座参加者募集記事を除く)                                                                                                  | 現状(H26)    | 2回         |
| 2    | 事業   | ホームページの充実                                                                                                                         |            |            |
|      | 内容   | 市のホームページにおける男女共同参画関係の内容をより一層充実させられるような情報提供に努めます。                                                                                  |            |            |
|      | 指標項目 | ホームページアクセス数                                                                                                                       | 現状(H26)    | 目標(H32)    |
|      |      |                                                                                                                                   | 17,419アクセス | 30,000アクセス |
| 3    | 事業   | イベントの開催                                                                                                                           |            |            |
|      | 内容   | 男女共同参画をテーマとしたイベント、講演会を開催し、市民が男女共同参画について学べる機会を提供します。                                                                               |            |            |
|      | 指標項目 | イベント参加人数                                                                                                                          | 現状(H26)    | 目標(H32)    |
|      |      |                                                                                                                                   | 1,500人     | 500人       |
|      | 事業   | 講座の開催                                                                                                                             |            |            |

【事業】  
第4章で示した施策ごとの目標を達成するために実施する事業の具体的な内容を表しています。

【指標】  
事業の進捗状況を図るための指標を設定しています。現状値として平成26年度の実績と、目指すべき指標として平成32年度の目標値を設定しています。



|      |                           |
|------|---------------------------|
| 基本目標 | <b>1 男女共同参画の意識づくり</b>     |
| 施策   | ( 1 ) 男女共同参画に関する意識啓発活動の推進 |

|   |      |                                                                                                                                          |                              |                              |
|---|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 1 | 事業   | 広報紙等による啓発                                                                                                                                |                              |                              |
|   | 内容   | 市民だよりをはじめとするさまざまな情報媒体や啓発DVD等の貸し出しなどを通じ、男女共同参画についての意識の高揚を図るとともに、新しい情報媒体活用等、効果的な情報発信に努めます。また、市民だよりにより男女共同参画に関する記事等を定期的に掲載し、情報提供・啓発活動を行います。 |                              |                              |
|   | 指標項目 | 市民だより掲載回数<br>(イベント・講座参加者募集記事を除く)                                                                                                         | 現状(H26)<br><b>2回</b>         | 目標(H32)<br><b>6回</b>         |
| 2 | 事業   | ホームページの充実                                                                                                                                |                              |                              |
|   | 内容   | 市のホームページにおける男女共同参画関係の内容をより一層充実させ、閲覧者が親しみを感じられるような情報提供に努めます。                                                                              |                              |                              |
|   | 指標項目 | ホームページアクセス数                                                                                                                              | 現状(H26)<br><b>17,419アクセス</b> | 目標(H32)<br><b>30,000アクセス</b> |
| 3 | 事業   | イベントの開催                                                                                                                                  |                              |                              |
|   | 内容   | 男女共同参画をテーマとしたイベント、講演会を開催し、市民が男女共同参画について学べる機会を提供します。                                                                                      |                              |                              |
|   | 指標項目 | イベント参加人数                                                                                                                                 | 現状(H26)<br><b>1,926人</b>     | 目標(H32)<br><b>2,500人</b>     |
| 4 | 事業   | 講座の開催                                                                                                                                    |                              |                              |
|   | 内容   | ワーク・ライフ・バランスや多様性(※11)、LGBT(※12)など、男女共同参画の様々な分野について広く学ぶことができる機会を提供します。                                                                    |                              |                              |
|   | 指標項目 | 講座参加人数                                                                                                                                   | 現状(H26)<br><b>227人</b>       | 目標(H32)<br><b>300人</b>       |

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 基本目標 | 1 <b>男女共同参画の意識づくり</b>     |
| 施策   | ( 2 ) 子ども・若者の男女共同参画の意識づくり |

|   |      |                                                                        |              |                 |
|---|------|------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 5 | 事業   | 家庭における学習機会の提供(講座、イベントの開催)                                              |              |                 |
|   | 内容   | 次世代を担う子どもたちやその保護者を対象としたイベント等を開催し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず個性と能力を発揮できるよう啓発します。 |              |                 |
|   | 指標項目 | 講座参加人数(延べ)                                                             | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>100人 |

|   |      |                                                         |                |                |
|---|------|---------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 6 | 事業   | 家庭における学習機会の提供(地域交流)                                     |                |                |
|   | 内容   | 地域の方々の参画を得て、遊びや学習、体験活動、地域住民との交流などの取組みを行う放課後子ども教室を開設します。 |                |                |
|   | 指標項目 | 放課後子ども教室(※13)の開催校数                                      | 現状(H26)<br>10校 | 目標(H32)<br>15校 |

|   |      |                                                     |                  |                  |
|---|------|-----------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 7 | 事業   | 学校教育の環境づくり                                          |                  |                  |
|   | 内容   | 学校教育の現場において、固定的な性別役割分担に基づいた慣習・慣行が行われることがないよう、配慮します。 |                  |                  |
|   | 指標項目 | 取組学校数                                               | 現状(H26)<br>全小中学校 | 目標(H32)<br>全小中学校 |

|   |      |                                                                                                    |                 |                 |
|---|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 8 | 事業   | キャリア教育(※14)の推進                                                                                     |                 |                 |
|   | 内容   | 生徒が性別にかかわらず自由に進路を選択し、幅広い分野に進むことができるよう、進路指導の充実に努めます。<br>また、職場体験を通じ、職業意識、自立した生き方等について学ぶキャリア教育を推進します。 |                 |                 |
|   | 指標項目 | 職場体験実習実施校数                                                                                         | 現状(H26)<br>全中学校 | 目標(H32)<br>全中学校 |

|   |      |                                                                        |                 |                 |
|---|------|------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 9 | 事業   | 保育実習の実施                                                                |                 |                 |
|   | 内容   | 次代の親づくりの視点を踏まえ、中学校3年生全生徒を対象に、男女が共同して行う子育てや家庭を持つことの重要性を学ぶ保育実習の機会を提供します。 |                 |                 |
|   | 指標項目 | 保育実習実施校数                                                               | 現状(H26)<br>全中学校 | 目標(H32)<br>全中学校 |

|    |      |                                                              |                  |                  |
|----|------|--------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 10 | 事業   | 学校行事における配慮                                                   |                  |                  |
|    | 内容   | 働く保護者が学校行事等に参加しやすくなるよう、各種学校行事の開催日時についての配慮します。                |                  |                  |
|    | 指標項目 | 実施学校数                                                        | 現状(H26)<br>全小中学校 | 目標(H32)<br>全小中学校 |
| 11 | 事業   | 大学生との協働による推進                                                 |                  |                  |
|    | 内容   | 大学生との協働による男女共同参画のイベントを実施し、市民への意識啓発を行うとともに、大学生の男女共同参画意識を深めます。 |                  |                  |
|    | 指標項目 | イベント参加人数(延べ)                                                 | 現状(H26)<br>—     | 目標(H32)<br>500人  |
| 12 | 事業   | 高校生との協働による推進                                                 |                  |                  |
|    | 内容   | 高校生との協働による男女共同参画の広報活動を実施し、市民への周知と、参加する高校生の男女共同参画意識の啓発を行います。  |                  |                  |
|    | 指標項目 | 高校生参加人数(延べ)                                                  | 現状(H26)<br>—     | 目標(H32)<br>100人  |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 基本目標 | 1 男女共同参画の意識づくり          |
| 施策   | ( 3 ) 市役所職員の男女共同参画意識の向上 |

|    |      |                                                                                                 |              |                 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| 13 | 事業   | 啓発業務への参画                                                                                        |              |                 |
|    | 内容   | 市役所職員が啓発用リーフレットを作成することで、男女共同参画の理解を促進します。また、作成したリーフレットを活用し、職員及び市民の意識向上に努めます。                     |              |                 |
|    | 指標項目 | リーフレット作成人数(延べ)                                                                                  | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>50人  |
| 14 | 事業   | 職員研修の実施                                                                                         |              |                 |
|    | 内容   | 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修等を実施します。<br>※女性の活躍推進計画                                 |              |                 |
|    | 指標項目 | 研修参加人数(延べ)                                                                                      | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>100人 |
| 15 | 事業   | 多様性への理解                                                                                         |              |                 |
|    | 内容   | 性別や年代の異なる職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、市政に関する課題を解決するための事業の企画立案を通して、多様性への理解を深めます。                          |              |                 |
|    | 指標項目 | 立ち上げ事業数                                                                                         | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>1事業  |
| 16 | 事業   | イクボスの養成                                                                                         |              |                 |
|    | 内容   | イクボス研修を実施し、部下のライフイベント毎に適切な指導をする等、両立支援とキャリア形成に対する配慮や支援に向けたマネジメント能力をもつイクボスの養成に努めます。<br>※女性の活躍推進計画 |              |                 |
|    | 指標項目 | 研修受講者数(延べ)                                                                                      | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>100人 |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 基本目標 | <b>2 さまざまな分野における男女共同参画の推進</b> |
| 施策   | ( 1 ) 政策・方針決定過程への女性の参画促進      |

|    |      |                                                          |                        |                        |
|----|------|----------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 17 | 事業   | 審議会等への女性委員の登用促進                                          |                        |                        |
|    | 内容   | 市の審議会、委員会等における女性委員の割合を高めるとともに、女性委員がいない審議会等への女性の登用を促進します。 |                        |                        |
|    | 指標項目 | 女性委員がいない審議会等                                             | 現状(H26)<br><b>1 機関</b> | 目標(H32)<br><b>0 機関</b> |

|    |      |                                                                                  |                      |                       |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 18 | 事業   | 女性人材の活用促進                                                                        |                      |                       |
|    | 内容   | 愛知県が実施する人材育成セミナーや女性教育指導者研修会の修了生の名簿を整備し、名簿に登録された人が審議会等で登用されるよう働きかけ、女性の人材活用を促進します。 |                      |                       |
|    | 指標項目 | 審議会等への登用人数(延べ)                                                                   | 現状(H26)<br><b>1人</b> | 目標(H32)<br><b>10人</b> |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 基本目標 | 2 <b>さまざまな分野における男女共同参画の推進</b> |
| 施策   | ( 2 ) 職場における女性の活躍の推進          |

|    |      |                                                                                           |                |                |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 19 | 事業   | 市役所女性職員の研修への参加促進                                                                          |                |                |
|    | 内容   | 女性職員の管理職への登用を促進するため、女性の職域の拡大を図ります。<br>また、女性の意識を高め、必要な知識を修得するため、研修への参加を促します。<br>※女性の活躍推進計画 |                |                |
|    | 指標項目 | 派遣研修への参加人数                                                                                | 現状(H26)<br>23人 | 目標(H32)<br>30人 |

|    |      |                                                                                |                                                 |                                     |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 20 | 事業   | 市役所女性職員の管理職への登用促進                                                              |                                                 |                                     |
|    | 内容   | 研修等を実施し、女性職員の人材育成を図るとともに、個々の能力を十分に発揮できる職場環境を整え、管理職への女性の登用を促進します。<br>※女性の活躍推進計画 |                                                 |                                     |
|    | 指標項目 | 全管理職に対する女性管理職の割合                                                               | 現状(H26)<br>部長・監・課長4.5%<br>課長補佐・係長28.8%<br>(H27) | 目標(H32)<br>部長・監・課長10%<br>課長補佐・係長30% |

|    |      |                                                 |                                                |                                   |
|----|------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 21 | 事業   | 市役所女性職員の就業継続の促進                                 |                                                |                                   |
|    | 内容   | メンター制度(※15)を実施し、女性職員の就業継続意欲を高めます。<br>※女性の活躍推進計画 |                                                |                                   |
|    | 指標項目 | 女性職員の継続任用割合(10年目)                               | 現状(H26)<br>事務・技術職59.8%<br>保育・教育職21.3%<br>(H27) | 目標(H32)<br>事務・技術職80%<br>保育・教育職40% |

|    |      |                                                                 |              |                |
|----|------|-----------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 22 | 事業   | 女性が働きやすい職場環境づくりの推進                                              |              |                |
|    | 内容   | 女性の雇用促進と定着化、女性管理職の育成支援を図るため、雇用主や被雇用者を対象に研修を実施します。<br>※女性の活躍推進計画 |              |                |
|    | 指標項目 | 研修参加人数                                                          | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>30人 |

|    |      |                                                |                |                |
|----|------|------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 23 | 事業   | 女性に対する就業支援                                     |                |                |
|    | 内容   | 就職を希望する女性を対象に、セミナーや企業説明会等を開催します。<br>※女性の活躍推進計画 |                |                |
|    | 指標項目 | セミナー参加人数                                       | 現状(H26)<br>13人 | 目標(H32)<br>50人 |

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 基本目標 | 2 <b>さまざまな分野における男女共同参画の推進</b> |
| 施策   | ( 3 ) 地域における男女共同参画の推進         |

|    |      |                                                                                         |                          |                          |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 24 | 事業   | 臨時保育室(カンガルールーム)の設置                                                                      |                          |                          |
|    | 内容   | 各種講座、イベント、市議会などの開催時に、託児サポーターが保育を行う臨時保育室(カンガルールーム)を設置し、子育て中の保護者が社会活動・学習活動などに参加できるようにします。 |                          |                          |
|    | 指標項目 | 設置事業数                                                                                   | 現状(H26)<br><b>98事業</b>   | 目標(H32)<br><b>120事業</b>  |
| 25 | 事業   | 講座等に参加しやすい環境づくり(地域、ボランティア活動等)                                                           |                          |                          |
|    | 内容   | 男女共同参画の視点から、地域活動やボランティア活動等に、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。                                        |                          |                          |
|    | 指標項目 | 休日夜間に開催する講座の参加人数                                                                        | 現状(H26)<br><b>222人</b>   | 目標(H32)<br><b>300人</b>   |
| 26 | 事業   | 講座等に参加しやすい環境づくり(生涯学習)                                                                   |                          |                          |
|    | 内容   | 男女共同参画の視点から、生涯学習活動等に、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。                                               |                          |                          |
|    | 指標項目 | 休日夜間に開催する講座の参加人数                                                                        | 現状(H26)<br><b>1,000人</b> | 目標(H32)<br><b>1,250人</b> |
| 27 | 事業   | 女性リーダーの育成                                                                               |                          |                          |
|    | 内容   | 女性リーダーの育成講座を開催し、地域等で活躍する人材の発掘・育成に努めます。                                                  |                          |                          |
|    | 指標項目 | 受講者の団体等での活動割合                                                                           | 現状(H26)<br><b>-</b>      | 目標(H32)<br><b>50%</b>    |
| 28 | 事業   | 女性団体等への活動支援の充実(地域団体等)                                                                   |                          |                          |
|    | 内容   | 地域で活動している女性団体等に男女共同参画イベントへの参画を促し、団体の活動PRや他団体との交流の場を提供し、団体を育成・支援します。                     |                          |                          |
|    | 指標項目 | イベントへの参画団体数                                                                             | 現状(H26)<br><b>13団体</b>   | 目標(H32)<br><b>18団体</b>   |

|    |      |                                                                   |         |         |
|----|------|-------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 29 | 事業   | 女性団体等への活動支援の充実(消費者生活学校)                                           |         |         |
|    | 内容   | 消費生活の改善や向上を図るため、かりや消費者生活学校を支援します。                                 |         |         |
|    | 指標項目 | かりや消費者生活学校の会員数                                                    | 現状(H26) | 目標(H32) |
|    |      |                                                                   | 93人     | 100人    |
| 30 | 事業   | 女性団体等への活動支援の充実(赤十字奉仕団等)                                           |         |         |
|    | 内容   | 地域で活動している赤十字奉仕団(女性団体)等の活動PRや他団体との交流の場を提供することで活動の活性化につながるように支援します。 |         |         |
|    | 指標項目 | 活動支援団体における会員数                                                     | 現状(H26) | 目標(H32) |
|    |      |                                                                   | 263人    | 310人    |
| 31 | 事業   | 女性団体等への活動支援の充実(子育て)                                               |         |         |
|    | 内容   | 地域で活動する子育て支援団体や子育てサークルに、活動のPRや他団体との交流の場を提供し、団体を育成・支援をします。         |         |         |
|    | 指標項目 | 支援団体数                                                             | 現状(H26) | 目標(H32) |
|    |      |                                                                   | 42団体    | 50団体    |
| 32 | 事業   | 地区委員への女性の登用                                                       |         |         |
|    | 内容   | 地区委員の女性の割合を高めます。                                                  |         |         |
|    | 指標項目 | 地区委員の女性の割合                                                        | 現状(H26) | 目標(H32) |
|    |      |                                                                   | 3.1%    | 30%     |
| 33 | 事業   | 女性が活躍できる場の創出                                                      |         |         |
|    | 内容   | 男女共同参画イベントにおいて、各種啓発講座の修了生や市民活動団体の女性が主体的に企画運営に携われるよう支援します。         |         |         |
|    | 指標項目 | 企画運営に携わる女性の人数                                                     | 現状(H26) | 目標(H32) |
|    |      |                                                                   | -       | 5人      |



|    |      |                                                                   |                  |                 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|
| 34 | 事業   | 女性による団体の創設促進                                                      |                  |                 |
|    | 内容   | 女性のための団体創設支援講座を開催し、女性自ら活躍できる環境づくりを支援します。                          |                  |                 |
|    | 指標項目 | 女性団体の創設数                                                          | 現状(H26)<br>—     | 目標(H32)<br>20団体 |
| 35 | 事業   | 女性の活動意欲の促進                                                        |                  |                 |
|    | 内容   | 男女共同参画意識の啓発講座を開催し、さらに女性リーダーの育成講座を開催することで、女性が活動意欲を継続的に持てるように支援します。 |                  |                 |
|    | 指標項目 | 受講者の育成講座受講割合                                                      | 現状(H26)<br>—     | 目標(H32)<br>50%  |
| 36 | 事業   | 女性消防団員の加入の促進                                                      |                  |                 |
|    | 内容   | 消防団員における女性の割合を高めます。                                               |                  |                 |
|    | 指標項目 | 女性消防団員のいる団数                                                       | 現状(H26)<br>1団    | 目標(H32)<br>3団   |
| 37 | 事業   | 防災会議への女性委員の登用促進                                                   |                  |                 |
|    | 内容   | 防災会議における女性委員の割合を高めます。                                             |                  |                 |
|    | 指標項目 | 女性委員の割合                                                           | 現状(H26)<br>12.5% | 目標(H32)<br>20%  |
| 38 | 事業   | 防災関係講座への女性の参加促進                                                   |                  |                 |
|    | 内容   | 防災関係講座における女性参加者の割合を高めます。                                          |                  |                 |
|    | 指標項目 | 女性参加者の割合                                                          | 現状(H26)<br>14.9% | 目標(H32)<br>30%  |

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 基本目標 | 3 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり            |
| 施策   | ( 1 ) 長時間労働の是正によるワーク・ライフ・バランスの推進 |

|    |      |                                                                                           |              |                |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 39 | 事業   | 長時間労働の是正手法に関する情報発信                                                                        |              |                |
|    | 内容   | 雇用主や被雇用者を対象に、事務の効率化やダイバーシティ・マネジメントなど、長時間労働の是正手法に関する研修や、先進事例の紹介などの情報発信を行います。<br>※女性の活躍推進計画 |              |                |
|    | 指標項目 | 研修参加人数                                                                                    | 現状(H26)<br>－ | 目標(H32)<br>80人 |

|    |      |                                                                                                    |                |                |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 40 | 事業   | 関係法令の周知、制度の普及促進                                                                                    |                |                |
|    | 内容   | 雇用主や被雇用者を対象に、女性活躍推進法や労働安全衛生法等関連法令の周知を行います。また、育児、介護休業制度等についての情報提供や研修を実施し、制度の普及を促進します。<br>※女性の活躍推進計画 |                |                |
|    | 指標項目 | 研修参加人数                                                                                             | 現状(H26)<br>57人 | 目標(H32)<br>80人 |

|    |      |                                                                |              |                   |
|----|------|----------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|
| 41 | 事業   | 入札業者に対する意識啓発                                                   |              |                   |
|    | 内容   | 市の入札に訪れた業者に対し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する啓発用リーフレットを配布し、職場における意識啓発を図ります。 |              |                   |
|    | 指標項目 | リーフレット配布事業所数(延べ)                                               | 現状(H26)<br>－ | 目標(H32)<br>500事業所 |

|    |      |                                                                      |                  |                |
|----|------|----------------------------------------------------------------------|------------------|----------------|
| 42 | 事業   | 職場環境の改善(学校)                                                          |                  |                |
|    | 内容   | 子どもたちの身近にいる大人の1人として仕事と生活のバランスのとれた働き方をし、生活の充実を図れるよう、教職員の在校時間の縮減を進めます。 |                  |                |
|    | 指標項目 | 男性職員の育児休業取得割合<br>(子の誕生時における父親の特別休暇を含む)                               | 現状(H26)<br>28.6% | 目標(H32)<br>80% |

|    |      |                                                                         |                  |                 |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------|
| 43 | 事業   | 教職員の意識の向上                                                               |                  |                 |
|    | 内容   | 男女共同参画に関する指導の充実を図るため、教職員を対象とした男女共同参画研修、セクシュアル・ハラスメント研修等、学習の場への参加を促進します。 |                  |                 |
|    | 指標項目 | 研修への参加割合                                                                | 現状(H26)<br>38.3% | 目標(H32)<br>100% |

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 基本目標 | 3 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり   |
| 施策   | ( 2 ) 男性の家事・育児・介護への参画促進 |

|    |      |                                                                        |                |                 |
|----|------|------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 44 | 事業   | 学習機会の提供(男性参画の必要性)                                                      |                |                 |
|    | 内容   | 男性の家事・育児・介護に参画する必要性の理解を促進するため、講座を開催し、男女がともに家庭生活に関わることの重要性についての啓発を行います。 |                |                 |
|    | 指標項目 | 男性向け講座の参加人数                                                            | 現状(H26)<br>24人 | 目標(H32)<br>100人 |

|    |      |                                             |                 |                 |
|----|------|---------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 45 | 事業   | 学習機会の提供(健康管理)                               |                 |                 |
|    | 内容   | 男女を問わず、食生活を振り返り食事への知識をもつ必要性、食生活の基本の周知を図ります。 |                 |                 |
|    | 指標項目 | 男性のための栄養教室の参加人数                             | 現状(H26)<br>191人 | 目標(H32)<br>300人 |

|    |      |                                                 |                |                 |
|----|------|-------------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 46 | 事業   | 家事・育児等を楽しむことの推進(一般)                             |                |                 |
|    | 内容   | 男性向けイベント等の開催を通して、男性が家事・育児等を楽しみながら参画できるよう働きかけます。 |                |                 |
|    | 指標項目 | 男性向けイベントの参加人数                                   | 現状(H26)<br>18人 | 目標(H32)<br>100人 |

|    |      |                                                   |                 |                 |
|----|------|---------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 47 | 事業   | 家事・育児等を楽しむことの推進(妊娠～乳幼児期)                          |                 |                 |
|    | 内容   | 子育てを楽しむための講話と赤ちゃんの沐浴体験、妊婦体験を通じて、家事・育児等への参画を推進します。 |                 |                 |
|    | 指標項目 | パパママクラスの参加人数                                      | 現状(H26)<br>512人 | 目標(H32)<br>576人 |

|    |      |                                                              |              |                |
|----|------|--------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 48 | 事業   | 家事・育児等を楽しむことの推進(子育て期)                                        |              |                |
|    | 内容   | 男女が協力して、ともに子育てに関わることができるよう、広報紙やかりやSmile(※16)ねつとを活用した啓発を行います。 |              |                |
|    | 指標項目 | かりやSmileねつとによる情報発信件数                                         | 現状(H26)<br>— | 目標(H32)<br>12件 |

|    |      |                                                                 |                   |                   |
|----|------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 49 | 事業   | 技能習得のための講座の開催(介護)                                               |                   |                   |
|    | 内容   | 家庭介護についての正しい知識や基本的な技術を学ぶ講座を開催し、要介護者が安心して暮らすことができる家庭、地域づくりに努めます。 |                   |                   |
|    | 指標項目 | 高齢者家庭介護教室修了人数                                                   | 現状(H26)<br>1,078人 | 目標(H32)<br>1,600人 |
| 50 | 事業   | 技能習得のための講座の開催(子育て期)                                             |                   |                   |
|    | 内容   | 男女が協力して、ともに子育てに関わることができるよう、父親の子育てへの参画を促進する講座を開催します。             |                   |                   |
|    | 指標項目 | 講座参加組数                                                          | 現状(H26)<br>459組   | 目標(H32)<br>530組   |
| 51 | 事業   | 技能習得のための講座の開催(一般)                                               |                   |                   |
|    | 内容   | 男性を対象にした、料理教室等の市民講座を開催し、男性の家事参画を促進します。                          |                   |                   |
|    | 指標項目 | 講座参加人数                                                          | 現状(H26)<br>13人    | 目標(H32)<br>20人    |

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 基本目標 | 3 仕事と生活のバランスがとれたまちづくり    |
| 施策   | ( 3 ) 子育て、介護をする家庭への支援の充実 |

|    |      |                                                                                       |                     |                     |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 52 | 事業   | 地域子育て支援拠点事業の充実                                                                        |                     |                     |
|    | 内容   | 子育て支援センターや子育て広場において、イベント、講座等の開催や子育てに関する相談、情報提供、サークル育成等を行い、地域子育て支援拠点事業実施施設としての充実を図ります。 |                     |                     |
|    | 指標項目 | 年間利用人数                                                                                | 現状(H26)<br>158,702人 | 目標(H32)<br>165,000人 |
| 53 | 事業   | 情報提供の充実                                                                               |                     |                     |
|    | 内容   | 子育て支援センター等の子どもやその保護者の身近な施設に子育てコンシェルジュ(※17)を配置し、子育てや男女共同参画に関するさまざまな情報を提供します。           |                     |                     |
|    | 指標項目 | 子育てコンシェルジュ配置箇所数                                                                       | 現状(H26)<br>—        | 目標(H32)<br>50箇所     |
| 54 | 事業   | 保育園における低年齢児保育の充実                                                                      |                     |                     |
|    | 内容   | 保育園の増改築や民間事業者が行う保育園の新設に対して支援を行い、定員の拡大を図り、待機児童解消に取り組みます。                               |                     |                     |
|    | 指標項目 | 待機児童数                                                                                 | 現状(H26)<br>8人       | 目標(H32)<br>0人       |
| 55 | 事業   | 保育園における延長保育の充実                                                                        |                     |                     |
|    | 内容   | 保護者の就労形態の多様化に応えるため、19:30以降の延長保育実施園の拡大を図ります。                                           |                     |                     |
|    | 指標項目 | 延長保育利用人数                                                                              | 現状(H26)<br>387人     | 目標(H32)<br>614人     |
| 56 | 事業   | 産前・産後休暇、育児休暇後の職場復帰の支援                                                                 |                     |                     |
|    | 内容   | 出産前や職場復帰前から保育園への入園予約を受け付け、働く女性が安心して出産、子育てを行い、職場に復帰できる環境づくりに取り組みます。                    |                     |                     |
|    | 指標項目 | 実施園数                                                                                  | 現状(H26)<br>全保育園     | 目標(H32)<br>全保育園     |

|    |      |                                                              |                                                 |                                                 |
|----|------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 57 | 事業   | 各種保育・子育て支援サービスの充実(病児・病後児保育)                                  |                                                 |                                                 |
|    | 内容   | 保育所等に通所中の児童が、病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合、一時的に子どもを預かります。        |                                                 |                                                 |
|    | 指標項目 | 利用人数                                                         | 現状(H26)<br>287人                                 | 目標(H32)<br>426人                                 |
| 58 | 事業   | 各種保育・子育て支援サービスの充実(一時保育)                                      |                                                 |                                                 |
|    | 内容   | 家庭において、一時的に育児を受けることが困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行います。        |                                                 |                                                 |
|    | 指標項目 | 一時保育定員数                                                      | 現状(H26)<br>62人                                  | 目標(H32)<br>82人                                  |
| 59 | 事業   | ファミリー・サポート・センターの充実                                           |                                                 |                                                 |
|    | 内容   | 育児の応援をして欲しい人と育児の応援をしたい人が会員になって助け合う「ファミリー・サポート・センター」の充実を図ります。 |                                                 |                                                 |
|    | 指標項目 | 登録会員数(依頼会員、援助会員、両方会員)                                        | 現状(H26)<br>依頼会員2,527人<br>援助会員 279人<br>両方会員 153人 | 目標(H32)<br>依頼会員2,650人<br>援助会員 300人<br>両方会員 150人 |
| 60 | 事業   | 幼稚園における預かり保育の充実                                              |                                                 |                                                 |
|    | 内容   | 保護者のニーズに応じて、幼稚園での預かり保育の拡充を図ります。                              |                                                 |                                                 |
|    | 指標項目 | 幼稚園預かり保育利用人数                                                 | 現状(H26)<br>26,839人                              | 目標(H32)<br>28,000人                              |
| 61 | 事業   | 放課後児童クラブ(※18)の充実                                             |                                                 |                                                 |
|    | 内容   | 定員の拡充と活動内容の充実を図るとともに、支援員等の資質向上、地域での人材活用を進めます。                |                                                 |                                                 |
|    | 指標項目 | 放課後児童クラブ定員数                                                  | 現状(H26)<br>1,080人                               | 目標(H32)<br>1,240人                               |

|    |      |                                                                             |                   |                   |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 62 | 事業   | 介護施設の整備                                                                     |                   |                   |
|    | 内容   | 介護施設の整備を促進することで、家族の介護に係る負担を軽減し、介護をする家庭を支援します。                               |                   |                   |
|    | 指標項目 | 介護施設のうち施設・居住系サービスの定員数                                                       | 現状(H26)<br>899人   | 目標(H32)<br>1,006人 |
| 63 | 事業   | 認知症サポーターの養成                                                                 |                   |                   |
|    | 内容   | 認知症に対する正しい知識や対応を理解する市民を養成し、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の支援体制整備に努めます。                 |                   |                   |
|    | 指標項目 | 認知症サポーター養成講座修了人数                                                            | 現状(H26)<br>4,524人 | 目標(H32)<br>8,530人 |
| 64 | 事業   | 家族介護に対する支援の充実                                                               |                   |                   |
|    | 内容   | 家庭介護を希望する家庭を支援するため、情報の提供、家族介護者交流事業、介護教室等の開催を行います。また、これらの事業への男性の参画を促進します。    |                   |                   |
|    | 指標項目 | 支援プログラム修了人数                                                                 | 現状(H26)<br>109人   | 目標(H32)<br>200人   |
| 65 | 事業   | 妊産婦への支援の充実                                                                  |                   |                   |
|    | 内容   | 安全な分娩と子どもたちの健やかな成長を支援するため、健康教育や健康相談を実施し、特に援助を必要とする妊産婦とその家族に対し、訪問指導や相談を行います。 |                   |                   |
|    | 指標項目 | あかちゃん訪問実施割合                                                                 | 現状(H26)<br>89.7%  | 目標(H32)<br>100%   |
| 66 | 事業   | 産後ホームヘルプサービスの実施                                                             |                   |                   |
|    | 内容   | 産後における母子の心身の健康を守るため、核家族世帯等を対象として、一定期間ホームヘルプサービスを実施し、家事の支援を行います。             |                   |                   |
|    | 指標項目 | 申請によりヘルパーを派遣                                                                | 現状(H26)<br>—      | 目標(H32)<br>—      |

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 基本目標 | <b>4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり</b>        |
| 施策   | ( 1 ) ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとするあらゆる暴力の防止 |

|    |      |                                 |                      |                      |
|----|------|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 67 | 事業   | DVや虐待の防止に向けた啓発(DV等)             |                      |                      |
|    | 内容   | DVの防止に向けた啓発とともに、相談窓口の情報提供を行います。 |                      |                      |
|    | 指標項目 | 広報紙・リーフレット等による啓発回数              | 現状(H26)<br><b>6回</b> | 目標(H32)<br><b>9回</b> |

|    |      |                                                  |                        |                        |
|----|------|--------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 68 | 事業   | DVや虐待の防止に向けた啓発(障害者)                              |                        |                        |
|    | 内容   | 障害者手帳交付時にパンフレットを配布する等により、相談窓口の情報提供や虐待防止の啓発に努めます。 |                        |                        |
|    | 指標項目 | 障害者手帳取得者への啓発人数                                   | 現状(H26)<br><b>500人</b> | 目標(H32)<br><b>750人</b> |

|    |      |                                        |                        |                          |
|----|------|----------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| 69 | 事業   | DVや虐待の防止に向けた啓発(高齢者)                    |                        |                          |
|    | 内容   | 高齢者に関するDVや虐待の防止に向けた啓発と相談窓口等の情報提供を行います。 |                        |                          |
|    | 指標項目 | 各種会議等を活用した啓発人数(延べ)                     | 現状(H26)<br><b>285人</b> | 目標(H32)<br><b>1,400人</b> |

|    |      |                                       |                     |                          |
|----|------|---------------------------------------|---------------------|--------------------------|
| 70 | 事業   | DVや虐待の防止に向けた啓発(児童)                    |                     |                          |
|    | 内容   | DVの認識を深めるため、児童向けにリーフレット等を作成し、周知を図ります。 |                     |                          |
|    | 指標項目 | リーフレット等による啓発                          | 現状(H26)<br><b>—</b> | 目標(H32)<br><b>1,500人</b> |

|    |      |                                                       |                       |                       |
|----|------|-------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 71 | 事業   | 有害環境の浄化推進                                             |                       |                       |
|    | 内容   | 家庭・学校・地域社会が一体となって、街頭補導時に売買春や暴力を誘発する有害な社会環境の浄化活動を行います。 |                       |                       |
|    | 指標項目 | 実施回数                                                  | 現状(H26)<br><b>12回</b> | 目標(H32)<br><b>12回</b> |



|    |      |                                                                                                                               |                          |                          |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 72 | 事業   | 相談しやすい環境づくり(DV等)                                                                                                              |                          |                          |
|    | 内容   | DVや家庭問題など、特に女性が相談しやすいと思える環境づくりのため、女性の相談員を配置します。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。)              |                          |                          |
|    | 指標項目 | DV相談件数                                                                                                                        | 現状(H26)<br><b>15件</b>    | 目標(H32)<br><b>22件</b>    |
| 73 | 事業   | 相談しやすい環境づくり(障害者)                                                                                                              |                          |                          |
|    | 内容   | 障害者虐待に関する相談体制を充実します。<br>また、女性が相談しやすい窓口として女性の相談員が対応できるよう努めます。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。) |                          |                          |
|    | 指標項目 | 障害者支援センター相談件数                                                                                                                 | 現状(H26)<br><b>6,500件</b> | 目標(H32)<br><b>9,500件</b> |
| 74 | 事業   | 相談しやすい環境づくり(高齢者)                                                                                                              |                          |                          |
|    | 内容   | 高齢者のDVや虐待に関する相談支援体制の整備に努めます。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。)                                 |                          |                          |
|    | 指標項目 | 相談件数                                                                                                                          | 現状(H26)<br><b>314件</b>   | 目標(H32)<br><b>500件</b>   |
| 75 | 事業   | 相談しやすい環境づくり(児童)                                                                                                               |                          |                          |
|    | 内容   | DVや児童虐待に関する相談支援体制の整備に努めます。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。)                                   |                          |                          |
|    | 指標項目 | 相談件数                                                                                                                          | 現状(H26)<br><b>145件</b>   | 目標(H32)<br><b>200件</b>   |
| 76 | 事業   | DV等の被害者支援に向けた連携の充実                                                                                                            |                          |                          |
|    | 内容   | DVやストーカーなどの被害者支援に向け、警察・福祉・保健・医療・教育などの関係機関と連携を密にし、個人情報に配慮しつつ情報共有と早期対応を行います。<br>また、虐待等に関する対応を協議する「要保護者対策地域協議会」との連携を図ります。        |                          |                          |
|    | 指標項目 | 要保護者対策地域協議会実施回数<br>(研修会含む)                                                                                                    | 現状(H26)<br><b>2回</b>     | 目標(H32)<br><b>2回以上</b>   |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 基本目標 | <b>4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり</b> |
| 施策   | ( 2 ) 生涯を通じた健康づくりへの支援             |

|    |      |                                                                                    |                      |                      |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 77 | 事業   | リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※19)の広報、啓発                                                        |                      |                      |
|    | 内容   | 男女共に生涯を通じて自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の考え方について、広報を通じて、市民への啓発を進めます。 |                      |                      |
|    | 指標項目 | 広報紙等による啓発回数                                                                        | 現状(H26)<br><b>1回</b> | 目標(H32)<br><b>1回</b> |

|    |      |                                                                                      |                         |                         |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 78 | 事業   | 思春期の保健対策と健康教育の推進                                                                     |                         |                         |
|    | 内容   | 児童生徒の発達段階に応じ、性に関する正しい知識等を学ぶ機会の充実に努めます。また、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及、薬物乱用防止教育などの健康教育を推進します。 |                         |                         |
|    | 指標項目 | 性教育、薬物乱用防止に関する授業実施校数                                                                 | 現状(H26)<br><b>全小中学校</b> | 目標(H32)<br><b>全小中学校</b> |

|    |      |                                           |                        |                        |
|----|------|-------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 79 | 事業   | 市民健康講座の開催                                 |                        |                        |
|    | 内容   | 健康の保持増進に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、市民健康講座を開催します。 |                        |                        |
|    | 指標項目 | 参加人数                                      | 現状(H26)<br><b>885人</b> | 目標(H32)<br><b>950人</b> |

|    |      |                                                                                                 |                         |                       |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 80 | 事業   | がん検診など、健康診査事業の充実                                                                                |                         |                       |
|    | 内容   | がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民だよりやホームページ、チラシの配布などにより、がんについての知識の普及啓発に努めるとともに、利用しやすい健診体制を整備し、受診率の向上を図ります。 |                         |                       |
|    | 指標項目 | がん検診受診割合                                                                                        | 現状(H26)<br><b>22.3%</b> | 目標(H32)<br><b>30%</b> |

|    |      |                                                                                                   |                      |                      |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 81 | 事業   | 心の健康づくりの推進                                                                                        |                      |                      |
|    | 内容   | 男女の心の健康づくりを支援するために、健康教育、健康相談等の保健事業を充実します。また、こころの病気を持つ人を支援するため、健康相談の充実を図り、精神保健福祉士等専門のスタッフの確保に努めます。 |                      |                      |
|    | 指標項目 | 精神専門相談員人数                                                                                         | 現状(H26)<br><b>4人</b> | 目標(H32)<br><b>6人</b> |

|    |      |                                                                                             |                           |                   |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------|
| 82 | 事業   | 栄養・食生活に関する正しい知識の普及と学習機会の充実                                                                  |                           |                   |
|    | 内容   | 食と健康について、より意識の高い市民を増やし、地域で正しい食生活の知識が広められるように食生活改善推進員や保健推進員の養成講座を行い、活動を支援します。                |                           |                   |
|    | 指標項目 | 保健推進員の養成人数                                                                                  | 現状(H26)<br>460人           | 目標(H32)<br>600人   |
| 83 | 事業   | 健康づくりに必要な運動に関する知識の普及                                                                        |                           |                   |
|    | 内容   | 市民が健康で長生きできるよう、地域・福祉・健康づくり団体等へロコモティブシンドローム(※20)の予防について啓発します。                                |                           |                   |
|    | 指標項目 | ロコモティブシンドロームを認知している者の割合(20～74歳)                                                             | 現状(H26)<br>14.7%<br>(H24) | 目標(H32)<br>80%    |
| 84 | 事業   | 総合型地域スポーツクラブの整備                                                                             |                           |                   |
|    | 内容   | 地域のスポーツ振興のみならず、スポーツを通じた地域コミュニティの形成、青少年育成、高齢者や障害のある人の社会参画の場としての効果が期待される総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。 |                           |                   |
|    | 指標項目 | クラブ会員数                                                                                      | 現状(H26)<br>2,126人         | 目標(H32)<br>2,450人 |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 基本目標 | <b>4 人権を尊重し、男女が共に健康に暮らせるまちづくり</b> |
| 施策   | ( 3 ) さまざまな困難を抱える市民への支援の充実        |

|    |      |                                                                                                                             |                        |                        |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|
| 85 | 事業   | 相談しやすい環境の整備(ひとり親等)                                                                                                          |                        |                        |
|    | 内容   | 母子等自立支援員を配置し、自立に向けた相談や情報提供などを行い、母子、父子、寡婦家庭の生活の安定と自立を支援します。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。) |                        |                        |
|    | 指標項目 | 相談件数                                                                                                                        | 現状(H26)<br><b>731件</b> | 目標(H32)<br><b>750件</b> |

|    |      |                                                        |                      |                      |
|----|------|--------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 86 | 事業   | 自立に向けた支援                                               |                      |                      |
|    | 内容   | 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給を通じ、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立を支援します。 |                      |                      |
|    | 指標項目 | 自立支援事業受給人数                                             | 現状(H26)<br><b>3人</b> | 目標(H32)<br><b>5人</b> |

|    |      |                                                                                                 |                     |                     |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 87 | 事業   | 経済的な支援の充実                                                                                       |                     |                     |
|    | 内容   | 母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の助成、市営住宅の家賃の減免、幼稚園・保育園の保育料の減免、就学援助等を通じ、母子、父子、寡婦家庭への経済的な支援を行います。 |                     |                     |
|    | 指標項目 | 資金の貸付及び各種手当の支給                                                                                  | 現状(H26)<br><b>—</b> | 目標(H32)<br><b>—</b> |

|    |      |                                                                         |                      |                      |
|----|------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 88 | 事業   | 家庭生活支援員の派遣                                                              |                      |                      |
|    | 内容   | 自立促進のためや生活環境の変化により、一時的に日常生活に支障を生じている母子・父子・寡婦家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。 |                      |                      |
|    | 指標項目 | 日常生活支援利用人数                                                              | 現状(H26)<br><b>1人</b> | 目標(H32)<br><b>3人</b> |

|    |      |                                                                                                                                                           |                          |                          |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 89 | 事業   | 外国人市民が相談しやすい環境づくり                                                                                                                                         |                          |                          |
|    | 内容   | 困難を抱えた外国人女性等が安心して暮らせる環境の整備のためポルトガル語・スペイン語・タガログ語・英語・中国語などの通訳が出来る相談員を配置し、外国人市民の相談の充実に努めます。<br>(本来は問題、相談件数の減少を目指すのですが、当面は相談しやすい環境づくりをすすめ、相談件数を増やすことを目標とします。) |                          |                          |
|    | 指標項目 | 外国人相談件数                                                                                                                                                   | 現状(H26)<br><b>7,650件</b> | 目標(H32)<br><b>8,000件</b> |

|    |      |                                                          |                         |                |
|----|------|----------------------------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 90 | 事業   | 障害のある人を対象とした相談体制の充実                                      |                         |                |
|    | 内容   | 障害があることで困難を抱えるなか、男女問わず安心して暮らせるような環境を整備していくため、相談体制を充実します。 |                         |                |
|    | 指標項目 | 基幹相談支援センター設置箇所数                                          | 現状(H26)<br>—            | 目標(H32)<br>1ヶ所 |
| 91 | 事業   | 生活困窮者への自立支援                                              |                         |                |
|    | 内容   | 困難を抱えた女性を含めた生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金支給等の支援を行います。     |                         |                |
|    | 指標項目 | 支援人数                                                     | 現状(H26)<br>22人<br>(H27) | 目標(H32)<br>40人 |



## 第 6 章 推進体制

## 1. プランの進捗管理

### (1) 市役所内における推進体制の整備

本プランで掲げた事業において、毎年、担当課において点検を行い、実効性のあるプラン進行に努めます。

また、本市における男女共同参画社会の実現に向け、市役所関係部局からなる横断的な推進組織において、プランの進捗確認と市役所内における男女共同参画に関する意識の高揚に努めます。

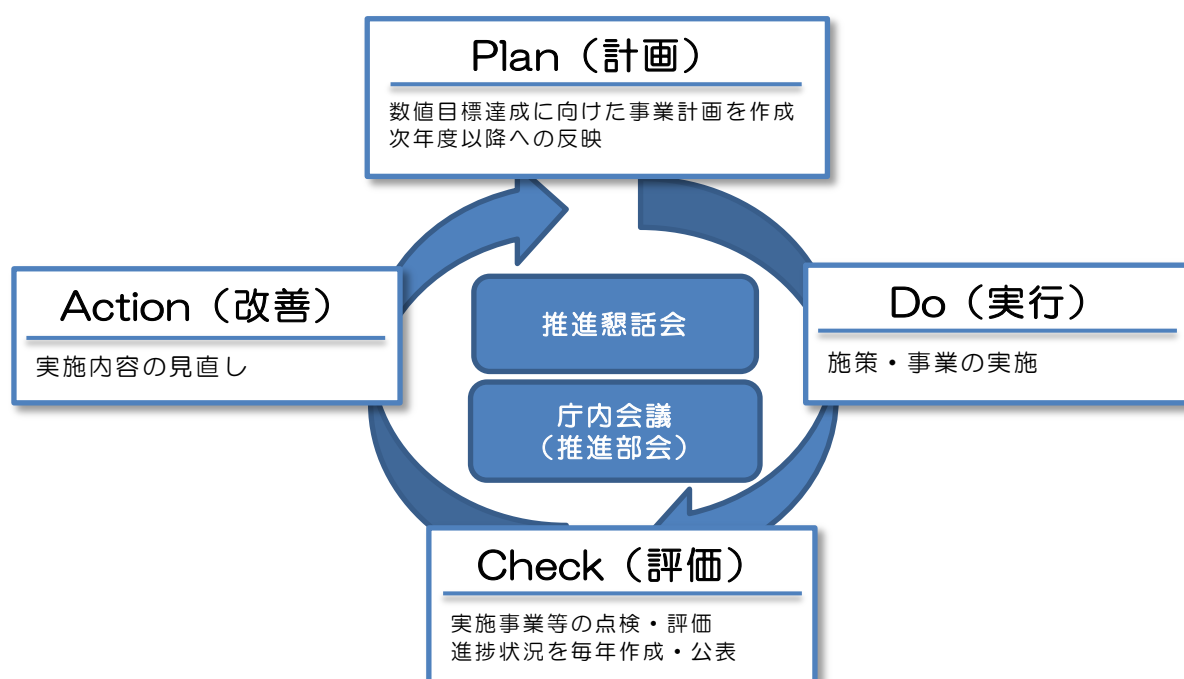
### (2) 市民視点からの推進体制の整備

「第2次刈谷市男女共同参画プラン」では、市民の立場や専門的な見地での意見を施策に反映させるため、「刈谷市男女共同参画推進懇話会」(以下「懇話会」)を設置し、プランで定めた数値目標の確認と推進状況の点検・評価を行いました。

今後も、「懇話会」の意見を事業の推進や予算等により迅速に反映させるため、「懇話会」の開催回数を増やし、積極的に活用します。

### (3) 数値目標の設定

本プランの施策の進捗状況を、PDCA サイクルの確立により客観的に把握・評価し、計画をより着実に推進するため、これまでの基本目標別の数値目標から施策ごとの数値目標へ転換し、よりきめ細かい進捗管理を行います。





## **2. 連携・協力によるプランの推進**

### **（１）市民との連携・協働**

男女共同参画社会実現のため、意識啓発活動を推進し、地域活動やボランティア活動、生涯学習活動等に、誰もが参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民と連携を図りながら、政策・方針決定過程の場への参画など、各種事業の推進に努めます。

また、市民の意見を反映させるため、市民等による「懇話会」を開催し、市民と行政が協働して計画の推進に努めます。

### **（２）国、県、近隣自治体との連携・協働**

プランの推進に当たり、国や県及び関連機関との連携に努めるとともに、近隣自治体等との情報交換などを行い、連携を深めます。

また、県や関連機関と協働で男女共同参画講座を開催し、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。

### **（３）市民活動団体、事業所等との連携・協働**

男女共同参画社会実現のため、市民活動団体や事業所等との連携を図り、協力して事業の推進を図ります。

また、男女共同参画の意識啓発に努めるため、男女共同参画に取り組む各種団体の自主的な活動を支援するとともに、各種団体と協議し、男女共同参画イベントや講座等の開催に努めます。



資 料 編

## 1. 用語解説

| 用 語                               | 解 説                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ <sup>1</sup> 自然動態               | 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。<br>自然動態：自然増加数＝出生数－死亡数                                                                                                                                                              |
| ※ <sup>2</sup> 合計特殊出生率            | 15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。                                                                                                                                                  |
| ※ <sup>3</sup> 社会動態               | 一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。<br>社会動態：社会増加数＝転入数－転出数＋その他増減                                                                                                                                                        |
| ※ <sup>4</sup> M字カーブ              | 日本の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚、出産、育児などの事情で離職する女性が多いことを示している。                                                                                       |
| ※ <sup>5</sup> ワーク・ライフ・バランス       | 「仕事と生活の調和」の意味で、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にすること。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる。 |
| ※ <sup>6</sup> ポジティブ・アクション        | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女間に形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。                  |
| ※ <sup>7</sup> 固定的性別役割分担意識        | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。                                                                                              |
| ※ <sup>8</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV） | 一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。法律上は「配偶者からの暴力」という言葉を使用し、身体に対する暴力又はこれに順ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や「元配偶者」、および生活の本拠を共にする交際相手や、生活の本拠をとともにしていた元交際相手も対象となる。         |
| ※ <sup>9</sup> ファミリー・フレンドリー企業     | 仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業をいう。                                                                                                                                             |
| ※ <sup>10</sup> PDCA サイクル         | 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の 1 つ。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検・評価（Check）し、不都合な点を改善（Action）し、元の計画に反映させることを一連のサイクルとして繰り返すことで、品質の維持・向上や環境など、業務の継続的な改善を図ろうとするもの。                              |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※11 多様性              | 「ダイバーシティ」ともいい、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。                                                                                                                                                                                                                                            |
| ※12 LGBT             | 女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。                                                                                                                                                                                                                           |
| ※13 放課後子ども教室         | 子どもたちに放課後の安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや学習、体験活動、地域住民との交流等の取り組みを行うもの。                                                                                                                                                                                                                                             |
| ※14 キャリア教育           | 主体的に自己の進路を選択、決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけるための教育のこと。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ※15 メンター制度           | 直属の上司以外の先輩職員（メンター）が、後輩職員（メンティ）に対し、キャリア形成やワーク・ライフ・バランスなどについて助言する制度<br>メンターとは、「よき指導者」、「優れた助言者」などを意味し、メンティの手本となるとともに、相互の交流（メンタリング）を行うことで、メンティの個人的なキャリア形成や問題解決の支援をする人材のことをいう。                                                                                                                                      |
| ※16 かりや Smile ネット    | 刈谷市の子育てアプリおよびウェブサイトの名称。スマートフォンやパソコンから利用可能で、刈谷市における子育てに関する情報を探しやすく、わかりやすい内容となっている。アプリでは子どもの年齢などに応じた子育てに関する情報や子育てコンシェルジュからの情報がタイムリーに受けられる。                                                                                                                                                                       |
| ※17 子育てコンシェルジュ       | 「コンシェルジュ」とは、フランスなどにおけるアパートの管理人や、ホテルの接客係で客の要望に応じて観光の手配など多様なサービスを行うものであり、転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人のこと。本市における「子育てコンシェルジュ」とは、子育てサービス利用者支援事業の実施にあたり、子育てに関する情報提供や、必要な相談・助言を行う専門員のこと。                                                                                                                                 |
| ※18 放課後児童クラブ         | 学校終了後や昼間に保護者が労働などで家庭にいない児童を対象に、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供しその健全な育成を図るもの。                                                                                                                                                                                                                                                |
| ※19 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ | リプロダクティブ・ヘルスとは平成6年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）家庭の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。<br>また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産するときを責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに差高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 |
| ※20 ロコモティブシンドローム     | 「運動器症候群」の意味で、運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義される。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。                                                                                                                                                                  |

## 2. 改定の経過

### (1) 平成26年度

| 月 日            | 内 容                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------|
| 7 月 2 日        | 第1回刈谷市男女共同参画プラン及び刈谷市次世代育成支援行動計画推進部会の開催                 |
| 7 月 9 日        | 刈谷市男女共同参画推進懇話会の開催                                      |
| 10 月 20 日      | 第2回刈谷市男女共同参画プラン及び刈谷市次世代育成支援行動計画推進部会の開催                 |
| 11 月 10 日～25 日 | 「刈谷市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施<br>「刈谷市男女共同参画に関する事業所等実態調査」の実施 |
| 12 月 8 日～21 日  | 「刈谷市男女共同参画に関する職員意識調査」の実施                               |

### (2) 平成27年度

| 月 日       | 内 容                    |
|-----------|------------------------|
| 7 月 8 日   | 第1回刈谷市男女共同参画プラン推進部会の開催 |
| 7 月 28 日  | 第1回刈谷市男女共同参画推進懇話会の開催   |
| 10 月 23 日 | 第2回刈谷市男女共同参画プラン推進部会の開催 |
| 11 月 16 日 | 第2回刈谷市男女共同参画推進懇話会の開催   |
| 3 月 18 日  | 第3回刈谷市男女共同参画プラン推進部会の開催 |
| 3 月 25 日  | 第3回刈谷市男女共同参画推進懇話会の開催   |

### 3. 推進懇話会

#### (1) 刈谷市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、刈谷市男女共同参画プランを推進するに当たり、市民の意見を反映させるため、刈谷市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 刈谷市男女共同参画プランの推進に関すること。
- (2) 刈谷市男女共同参画プランの策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(資料提出等の協力)

第7条 懇話会は、必要に応じて関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民活動部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 刈谷市男女共同参画推進懇話会 委員名簿

(敬称略)

| 所 属                           | 役職名等    | 氏 名    | 備 考 |
|-------------------------------|---------|--------|-----|
| 愛知教育大学                        | 教 授     | 山根 真理  | 会長  |
| 刈谷市自治連合会                      | 代 表     | 長谷川 尚郷 |     |
| 刈谷市赤十字奉仕団                     | 委員長     | 笠松 信子  |     |
| 特定非営利活動法人<br>子育て・子育て NP0 スコップ | 理事長     | 杉浦 登喜子 |     |
| 公募委員                          | —       | 関 真介   |     |
| 公募委員                          | —       | 早川 宣子  |     |
| 刈谷公共職業安定所                     | 上席職業指導官 | 庄司 光代  |     |
| 刈谷市小中学校長会                     | 代 表     | 板倉 功直  | 副会長 |
| ファザーリング・ジャパン東海                | 理 事     | 横井 寿史  |     |
| 市内企業の人事関連部門                   | 代 表     | 藤原 なるみ |     |



## 4. 第4次男女共同参画基本計画 概要

### (1) 基本的な方針

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

第3次男女共同参画基本計画においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクションを始めとする様々な取組に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めています。

一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められています。

このため、第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

### (2) 4次計画において改めて強調している視点と具体的取組

4次計画において改めて強調している視点および具体的な取組は以下のとおりです。

#### <施策領域Ⅰ：あらゆる分野における女性の活躍>

- (ア) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実
- (イ) あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

#### <政策領域Ⅱ：安全・安心な暮らしの実現>

- (ウ) 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備

(エ) 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<政策領域Ⅲ：男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

(オ) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用

(カ) 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

<政策領域Ⅳ：推進体制の整備・強化>

(キ) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

## 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要とされており、雇用形態や就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとする女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとする全ての女性を対象に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

### （１）法の基本原則

- ア 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- イ 職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ウ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### （２）女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ります。

### （３）行政の役割

行政は、事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図ります。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第４次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させます。

#### ア 地方公共団体における推進体制

##### （ア）都道府県推進計画・市町村推進計画の策定

女性の有業者に占める割合や管理職に占める割合等、女性の職業生活における活躍状況は地域によって異なっていることを踏まえると、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要です。また、地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きく、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、地方公共団体においては、法第６条に基づく、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定することが望まれます。

##### （イ）推進計画の策定に当たっての留意事項

- a 庁内横断的な推進体制の整備
- b 地域の実情及び住民のニーズの把握
- c 実施時期等の明記
- d 実施状況の点検・評価
- e 公表

##### （ウ）相談体制の充実

法第１８条においては、地方公共団体は職業生活を営み、又は営もうとする女性やその家族からの相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、助言等の必要な措置を分野に関わらず講ずるよう努めるものとされています。

#### **（エ）協議会の普及**

法第 23 条においては、地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組として、国及び地方公共団体の機関により協議会を組織することができることとされています。

#### **（４）事業主の役割**

事業主は、（１）の基本原則を踏まえつつ、以下の視点を持って、自ら実施すべき取組を検討し、実施していくことが求められています。

- ア トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う
- イ 女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む
- ウ 働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す
- エ 男性の家庭生活への参画を強力に促進する
- オ 育児・介護等をしながら当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築する

#### **（５）事業主が実施すべき取組に関する基本的な事項**

女性の職業生活における活躍推進のためには、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体における積極的かつ主体的な取組の実施が不可欠です。法第 8 条及び第 15 条において、一般事業主及び特定事業主に対し、事業主行動計画の策定が義務付けられています（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の一般事業主については努力義務）。また、事業主が事業主行動計画を定めるに当たっては、①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等、女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析したうえで、必要な取組を定め、実行していくことが重要です。

なお、定量的に定めることとされている目標については、状況把握・課題分析の結果を踏まえ、課題解決を図るためにふさわしい項目を事業主が選定する仕組みとなっており、その効果的な取り組みが期待されているとともに、できる限り多くのものが容易に情報を得られる形で公表することが期待されています。

#### **（７）その他**

この法は、公布日施行ですが、事業主行動計画の策定については、平成 28 年 4 月 1 日施行です。

また、10 年間の時限立法となっています。

## 6. 年表

| 年                   | 国                                                                                   | 愛知県                                | 刈谷市                                                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成 11 年<br>(1999 年) | ・男女共同参画社会基本法成立                                                                      |                                    |                                                                      |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | ・「男女共同参画基本計画」策定                                                                     |                                    |                                                                      |
| 平成 13 年<br>(2001 年) | ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立                                                        | ・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定 | ・「刈谷市男女共同参画プラン」策定                                                    |
| 平成 14 年<br>(2002 年) |                                                                                     | ・愛知県男女共同参画推進条例施行                   | ・「第 6 次刈谷市総合計画」策定                                                    |
| 平成 15 年<br>(2003 年) |                                                                                     |                                    | ・男女共同参画イベント「あなたとわたしのハーモニー」開始                                         |
| 平成 16 年<br>(2004 年) | ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正                                                        | ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定              | ・男女共同参画講座「ハーモニーカレッジ」開始                                               |
| 平成 17 年<br>(2005 年) | ・「第 2 次男女共同参画基本計画」策定                                                                | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定         |                                                                      |
| 平成 18 年<br>(2006 年) | ・男女雇用機会均等法改正                                                                        | ・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定 |                                                                      |
| 平成 19 年<br>(2007 年) | ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正<br>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |                                    |                                                                      |
| 平成 20 年<br>(2008 年) |                                                                                     | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定         |                                                                      |
| 平成 21 年<br>(2009 年) |                                                                                     |                                    |                                                                      |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定                                                                |                                    | ・男女共同参画イベント「かりやフォトメンズコンテスト」開始                                        |
| 平成 23 年<br>(2011 年) |                                                                                     | ・「あいち男女共同参画プラン 2011～2015」策定        | ・「第 7 次刈谷市総合計画」策定<br>・「第 2 次刈谷市男女共同参画プラン」策定<br>・男女共同参画イベント「かりや映画祭」開始 |
| 平成 24 年<br>(2012 年) |                                                                                     |                                    |                                                                      |
| 平成 25 年<br>(2013 年) |                                                                                     | ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」策定    |                                                                      |
| 平成 26 年<br>(2014 年) |                                                                                     |                                    |                                                                      |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」策定<br>・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定                                 |                                    |                                                                      |
| 平成 28 年<br>(2016 年) |                                                                                     | ・「あいち男女共同参画プラン 2020」策定             | ・「第 2 次刈谷市男女共同参画プラン改定版」策定                                            |





第2次刈谷市男女共同参画プラン 改定版  
平成28年4月発行

発行 刈谷市

編集 市民活動部市民協働課

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

T E L : 0566-95-0002 F A X : 0566-27-9652